

官報 号外

平成十四年四月二十六日

○ 第百五十四回 参議院会議録第二十一号

平成十四年四月二十六日(金曜日)

午前十一時二分開議

○議事日程 第二十二号

平成十四年四月二十六日

午前十一時開議

第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 建築基準法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 独立行政法人造幣局法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 独立行政法人国立印刷局法案(内閣提出、衆議院送付)

第七 貨幣回収準備資金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 本日の会議に付した案件

一、請暇の件

(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

平成十四年四月二十六日 参議院会議録第二十一号 請暇の件 議事日程追加の件 道路関係四公團民営化推進委員会設置法案(趣旨説明)

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。
○議長(倉田寛之君) この際、お諮りいたします。
中曾根弘文君から来る五月一日から八日間、服部三野知恵子君から来る二十八日から八日間、南男雄君から来る二十九日から十四日間、舛添要一君から来る二十八日から十一日間、浅尾慶一郎君から来る二十九日から九日間、渡辺秀央君から来る二十八日から九日間、海野徹君から来る二十八日から八日間、いずれも海外渡航のためそれぞれ請暇の申出がございました。
いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

第一に、道路関係四公團民営化推進委員会は、内閣府に置くこととしております。
第二に、委員会は、特殊法人等整理合理化計画に基づき、道路関係四公團に代わる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、平成十四年中に内閣総理大臣に意見を述べることとするほか、この意見を受けて講ぜられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣等に勧告することとしております。

第三に、委員会は、優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する委員七人以内をもつて組織することとし、委員の互選により委員長を定めることとしております。

第四に、委員会は、関係行政機関及び道路関係四公團に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができるとしております。

第五に、委員会に事務局を置くこととしておりま

す。
第六に、この法律は、平成十八年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、その日より前に施行されるに至ったときは、当該法律の施行に

併せて廃止することとしております。

以上が、道路関係四公團民営化推進委員会設置法案の趣旨でございます。(拍手)
○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。川橋幸子君。

○川橋幸子君登壇、拍手)
○川橋幸子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました道路関係四公團民営化推進委員会設置法案について質問をいたします。

聖域なき構造改革を掲げて発足した小泉内閣にとって、くしくも今日、四月二十六日は満一年目に当たります。自民党を壊すと言つて党総裁になられた人物は、多分、後にも先にも小泉総理お一人になるのではないかと思います。政党政治としては異常であります。民意と政権の所在が大きく乖離し、奇妙なねじれ現象が見られる今の日本の政治状況の中、まるでマジックのように誕生したのが小泉政権であります。そのマジック効果が、今、消えつつあります。

昨年五月には、小泉内閣の支持率は、歴代最高の八割を超えた。しかし、今は、田中真紀子外相更迭以降、四割に急落したままであります。

総理御自身が抵抗勢力になつたと看破した田中前外相の言葉から、国民も、総理の自民党を壊すといふ言葉は口先だけのものであり、総理は名を取り、抵抗勢力は実を取るという従来型の調整型自民党政治が復活していることを国民は敏感に感じ取っています。

また、過日、本院において、武部農水大臣の問責決議が提案された際、一般世論も武部大臣の責任の取り方が不十分であるという反応であったことから、人心一新を主張された公党に対し、総理が解散の一言で抑え込まれたことも、従来からある、気の短い権力者に付き物の恫喝政治ではないかと、国民はさめた目で見ていています。

国民は、脱自民、脱官僚といった政治の構造改革を小泉総理に求めたのです。今も、世論調査では、八割方の国民が小泉総理の構造改革を必要だと答えています。しかし、その一方では、総理がどの程度構造改革を実現できると思うかという問い合わせに対しては、余り、全くできないと思うという答えが六割から七割近くに上っておられます。

本法案は、正に、総理は改革の名を取るだけで、真の改革者にはなり得ないことを示したものであります。道路四公団の民営化への道筋を付け、国費は一〇〇一年度以降投入しないという決定は確かに評価されるものです。しかしながら、民営化の組織形態も本四公団の巨額の赤字処理もすべてが第三者機関に丸投げされ、しかもその人選は抵抗勢力との水面下の調整次第に掛かっています。また、個別路線の整備についても、最終的には国幹会議、国土開発幹線自動車道建設会議の議論と国土交通省の判断にゆだねられることになっています。

以上述べたように、本案の内容は中途半端なものであり、とても賛成できるものではありません。このため、民主党は、衆議院段階の審議において、第三者機関の人選とその権限強化について修正案を提出し、政府案に反対したところであります。

さて、本案についての質問に入る前に、まず外交、経済の基本についてお尋ねいたします。

過日、総理は、春の例大祭が始まった靖国神社を突然参拝されました。報道によれば、今年は五月、六月の日韓共催のサッカーワールドカップや九月の日中友好正常化三十周年行事が控えていることから、悪影響を懸念して大幅に早めた形とのことです。

しかし、この問題は、思い付きで時期を変えるよいといふものではありません。総理は、事の本質を理解しておられないようです。現に、中国

は中谷防衛廳長官の訪問の延期を申し入れ、抗議をされていることについての認識であり、かつての程度構造改革を実現できると思うかという問い合わせに対する回答が、公私の別であります。

一つは、公私の別であります。

日本の神道は、「一神教のように強い宗教ではなく、自然崇拜に近い弱い宗教であるがゆえに、宗教が国家体制に利用され、戦争が美化されたという過去の苦い経験があります。したがって、総理としての参拝は避けるべきであります。参拝するとしても、最低限私人としての参拝であることや、神学論争でも常識論でもなく、憲法の遵守義務を負う総理として明らかにすべきではないでしょうか。

二つは、新たな追悼施設の在り方との関係です。

金大中韓国大統領も、戦犯が合祀されていない国立墓苑ができれば自分も参拝したいと言ったと伝えられていますが、こうした施設の在り方について、政府の懇談会は今どのような議論をしているのでしょうか。速やかな結論を総理としても要請すべきであります。

次に、先般のG7の開催についてお伺いたしました。

報道によれば、G7では、世界経済の回復を確認したが、世界経済の足かせになっている日本への視線は一段と厳しくなっているとのこととあります。このため、塩川財務大臣は、オニール米財務長官との会談で、六月のサミットまでに税制改革を通じた経済活性化策を打ち出すことを約束せざるを得なかつたと伝えられています。まず、この点について、総理はどのように承知しておられるのか、お伺いたしました。

次に、しかしながら、焦点となる先行減税などの税制改革の中身をめぐり、経済財政諮問会議、政府税調、自民党税調でそれぞれ思惑がばらばらのようであります。内容については別途国会で議

論するとしても、このような意思決定の混乱はいかがなものでございましょうか。何のための中央省庁再編による内閣機能の強化であり、総理の権限強化であったのかと思います。

それとも、新たな行政機構の下で内閣の総合調整機能の発揮にそごがあるのか、また、議院内閣が抱える巨額な赤字をどう処理することになるのか、質問をいたします。

また、サミットまでに諮詢会議などを束ね、必要な税制改革の方針をまとめるについて、総理の所信をお尋ねいたします。現在、国民は景気、雇用の回復を図ることを最も切望しております。

では、今回提案の道路四公団法案について、以下、お伺いたします。

本法案は、総理が名を取り、道路族が実を取つた妥協の産物であり、すべて肝心のところは第三者機関の検討にゆだねられていることはさきに述べたとおりであります。

まず、第三者機関の委員の人選についてお伺いいたします。

総理は、御自分で公正な人を選ぶと表明されていますが、これに対し、古賀誠自民党道路調査会長は、公正な人選という表現によって党側の影響が及ぶように配慮したやに聞いています。お互いに公正という同じ言葉を用いていますが、意味は大分違います。委員は利益代表ではないと考えます。総理自らが不退転の決意を示して人選しない

次いで、特殊法人整理合理化計画では、本四公団の債務について道路料金の活用に言及しています。しかし、三ルートの道路料金では、到底返済の足しになるものではありません。本四公団と他の三公団を統合し、一体のブール制に組み込むことを意味しているとすると、政治橋の失政を他の道路ユーチャーにツケ回すことになります。すべては第三者機関において検討するという御答弁になりましたが、これに付けて、古賀誠自民党道路調査会の三公団を統合し、一体のブール制に組み込むことを意味しているとすると、政治橋の失政を他の道路ユーチャーにツケ回すことになります。すべては第三者機関において検討するという御答弁になりましたが、これに付けて、古賀誠自民党道路調査会の三公団を統合し、一体のブール制に組み込むことを意味しているとすると、政治橋の失政を他の道路ユーチャーにツケ回すことになります。すべては第三者機関において検討するという御答弁になりましたが、これに付けて、古賀誠自民党道路調査会の三公団を統合し、一体のブール制に組み込むことを意味しているとすると、政治橋の失政を他の道路ユーチャーにツケ回すことになります。

次に、道路四公団の改革の前提として、今後の国による道路整備の在り方及びその費用負担の在り方について、総理はどのような哲学を持っておられるのか、お伺いたしました。

四公団の中では最優等生とされてきた道路公団でも、その財務体質が水膨れであったことが指摘されています。例えば、一般の企業会計ならば、災害や事故で壊れたり老朽化して更新したりした設備について、その費用は必ず除去・減価償却し、資産から落とすという処理を行いますが、道路公団では、過去に建設したものすべてを資産に積み上げるといううさんな処理を行ってきました

た。こうした処理を改め、民間企業並みの会計原則にのつとった財務諸表の見直しが必要であると考えます。石原行政改革担当大臣の見解を求めます。

次に、こうしたずさんな会計処理を許してきたのがブール制の存在であります。

ブール制は、路線ごとの採算性と将来における償還の見通しを度外視させました。ブール制を採用した七十二年、高速道路の償還期限は三十年と定められ、二十一世紀になれば国内の高速道路は無料になるはずがありました。ところが、過大な需要予測と過小な事業費見積りによって不採算路線の建設を続け、その結果、つじつまを合わせるために、旧建設省は償還期限を四十年まで延期し、更に今は五十年まで延ばしています。石原大臣は、ブール制の見直しを第三者機関で検討すると答弁されていますが、いざれにせよ必要なのは、民間企業の会計原則に沿った道路四公団の資産、負債及び今後の収支見通しの厳格な把握であります。委員会に対して四公団が提出する資料は必ずこうしたものでなくはならない、また、こうした資料は国民に広く公表されなければならぬと考えます。石原行政改革担当大臣及び扇国土交通大臣の答弁を求めておきます。

最後に、民営化の定義についてお伺いします。民営化の組織形態がどのようなものであれ、現在のように、高速自動車国道の建設については国土交通大臣の命を受けるという施行命令の仕組みが残る限り、国の関与が続きます。民営化とは、こうした国との関与を抜本的に改革するものであると私は考えます。小泉総理及び扇国土交通大臣それぞの御見解を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 川橋議員にお答えいたします。
靖国神社の参拝についてでございますが、先日の参拝は、内閣総理大臣である小泉純一郎が、心

ならずも、家族を残して戦場に赴き、命を犠牲にしなければならなかつた多くの戦没者に対しても敬意と感謝の念を込めて、心を込めて参拝したのであります。

新たな追悼施設の在り方についてのお尋ねですが、現在、内閣官房長官の下に開催している懇談会においては、これまでに四回の会合を開催して、何人もわだかまりなく戦没者等に追悼の誠をさげ平和を祈念することのできる記念碑等の施設の在り方について幅広く議論していただいています。現在、論点整理のための自由討議を行っているところであります。政府としては、この懇談会の意見を踏まえて国の施設の在り方を検討してまいります。

先般の日米財務大臣会談に関するお尋ねではありますが、会談では、日本経済については塩川大臣から、六月に、産業再生、これを政策的に支えるための税制改革、規制緩和、不良債権処理等を中心とする基本的な政策の取りまとめを行うとの方針等を説明し、これに対してオニール長官からは、改革を実現し成長することを期待している旨の発言があつたとの報告を受けております。

税制改革についてですが、あるべき税制の構築に向けては、経済財政諮問会議、政府税制調査会等において十分に連携しつつ、ある部分については税制の具体的な在り方などを中心に、中長期的な観点を十分に踏まえ、それぞれ議論を深めて、六月を目途に基本的な方針を示してまいります。

道路関係四公団の民営化による国の関与の改革についてはございますが、道路関係四公団の改革についてでございますが、本委員会においては、道路関係四公団の改革について、特殊法人等整理合理化計画に沿って、その的確な具体化を図るために、客観的、合理的な調査審議を尽くす必要があります。したがつて、その委員については、優れた見識を有する、改革意欲に富んだ方々を選任したい

と思っております。

この委員会の意見を踏まえ、搖るぎない決意で道路四公团改革の具體化に向けて邁進してまいります。

○國務大臣(石原伸晃君) 川橋議員にお答え申上げたいと思います。

本州四国連絡橋公団の債務処理における道路料金の活用についてお尋ねがございました。

本四公団については、昨年十一月に閣議決定しました。

特殊法人等整理合理化計画において、「債務は、確実な償還を行つたため、国の道路予算、関係地方公共団体の負担において処理すること」とし、道路料金の活用も検討する」との基本方針を示したところでございます。

御指摘の道路料金の活用については、本四架橋も全国の道路のネットワークの一環であることから、高速道路の料金収入の活用も検討することとしたものでございます。

いずれにいたしましても、本四公団については、整理合理化計画に示した基本方針の下、第三者機関において、道路交通需要の見通し、金利の見通しなどについて御検討いただき、新たな組織が債務を確実に償還できる方策について御意見をいただきたいと考えております。

道路関係四公団の財務諸表について、民間企業の会計原則に沿つたものに見直すべきではないかとのお尋ねがございましたが、現在、道路関係四公団においては、當利を目的とせず、毎年度の収支差はすべて借入金の償還に充てていることから、減価償却等を行つて期間損益を把握することより、むしろ借入金の償還状況に、会計処理において適切に把握することが重要であるとの考え方

についてでございますが、本委員会においては、新たな組織は民営化を前提とし、国費を投入しない等の徹底が図られ、採算性を重視した事業運営が行われる等のメリットが生じると考えられることがあります。したがつて、その委員については、優れた見識を有する、改革意欲に富んだ方々を選任したい

ことにより、貸借対照表の中で道路への投下資金総額と償還額の累計を対比いたしまして、償還状況を表示する機能を持たせていくものと承知をしているところでございます。

しかしながら、これらの財務諸表では民間企業との対比ができないなどの指摘もありまして、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、減価償却や除去を実施した民間企業仮定財務諸表を含む行政コスト計算書を平成十二年度から公表しているところでございますが、今後、本委員会において、組織形態の検討と併せて所要の議論が行われるものと考えております。

委員会へ提出される資料についてのお尋ねでございますが、本法律案におきましては、委員会がその所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関及び四公団に対し、資料の提出など必要な協力を求めることができる旨を特に明記しているところでございまして、適切な資料が提出されるものと考えております。

また、提出された資料の公表の具体的方法につきましては、委員会発足後に委員会において決定されることとなりますけれども、いずれにいたしましても、委員会運営の透明性の確保に努めてまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣扇千景君登壇、拍手)

○國務大臣(扇千景君) 既に総理、関係大臣からお答えがありますけれども、あえて重ねての御質問でございますので、川橋議員にお答え申し上げたいと存じます。

道路関係四公団に対する委員会に提出する資料に対して、内容及びその公表方についての御質問がございました。

道路関係四公団は、借入金の返済状況に着目し、償還準備金積立方式、これによりまして、御存じのとおり、資産、負債及び収支状況等の財務状況を公表するとともに、今後の收支見通しについても、求めに応じて償還満了に至るまでの償還計画を公表してまいりました。

しかしながら、これらの財務諸表は民間企業との対比ができないなどの国民の声もございますので、平成十二年度決算から、民間企業の会計原則に準拠した財務状況について併せて公表するとともに

もに、償還計画と過去の実績との対比についても公表し、これらの情報はインターネットにも掲載しております。

今後、更に国民に分かりやすい情報公開がなされよう努力してまいりたいと思っております。

なお、道路関係四公団民営化推進委員会から国土交通省及び公団に関係資料の提出の要請があれば、最大限の努力をしていくものと考えております。また、もう一点、道路関係四公団の民営化による国の関与の改革についてのお尋ねがございました。

道路関係四公団民営化推進委員会においては、特殊法人等整理合理化計画に基づいて、道路関係四公団に代わる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保に関する事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べることとなっています。

四公団に代わる新たな組織に対する国の関与の在り方につきましても、道路関係四公団民営化推進委員会において、民営化を前提とした新たな組織に、具体的な検討の中で調査審議していくことになると考えております。

以上でございます。(拍手)

(吉川春子君登壇、拍手)

○議長(倉田寛之君) 吉川春子君。

道路関係四公団は、借入金の返済状況に着目し、償還準備金積立方式、これによりまして、御存じのとおり、資産、負債及び収支状況等の財務状況を公表するとともに、今後の收支見通しについても、求めに応じて償還満了に至るまでの償還計画を公表してまいりました。

しかししながら、これらの財務諸表は民間企業との対比ができないなどの国民の声もございますので、平成十二年度決算から、民間企業の会計原則に準拠した財務状況について併せて公表するとともに

ほつぶつさせる有事三法案を国会に提案し、アジア諸国批判を浴びています。日本政府は、あの戦争に対しても真摯な反省をしていないではありませんか。従軍慰安婦問題もその一つです。総理、戦没者を眞に追悼する道は、侵略戦争の反省に立って、憲法九条を生かし平和日本を建てることがあります。

以下、問題点を具体的に伺います。

第一は、道路四公団の巨額の債務を作り出した原因と責任についてです。

道路行政は、経済の右肩上がりを前提とした最初の道路計画によって道路建設が進められ、採算の見通しもなく道路が造り続けられてきました。その象徴が、本州と四国の間に巨大な橋を三本も架けた本州四国連絡橋と、実際の交通量は当初の予測の三分の一しかなく、全く採算の取れない東京湾アクアラインです。

総理、こうした過大な交通量予測に基づく虚構の採算見通しによって道路建設を続けてきたことが巨額の債務を作り出した原因であることは明らかではありませんか。

我が党はこうした無謀な計画を厳しく批判してきました。しかし、計画は強行されたため、現在、本四公団は、八百六十九億円の料金収入に対して、管理費と利払いだけでその二倍の一千六百一十七億円となり、巨額の借金を抱え、経営が破綻しています。そもそも、高速道路は料金収入で建設費を償還していくはずではなかったのですか。

最初に、小泉総理は、事もあるうに、宗教的色彩の極めて濃い春の例大祭に事寄せ、昨年八月に統いて靖国神社を参拝し、中国、韓国から厳しい抗議が起きている問題についてです。

総理、なぜあなたは軍国主義と侵略戦争推進のシンボルである靖国神社の参拝にこだわるのですか。また、小泉内閣は、戦前の国家総動員体制を

としていることです。

かつて国鉄の分割・民営化の際、鉄道や駅周辺の一等地など、もうかる部分だけが民間大企業に譲り渡され、借金は清算事業團に付け替えられました。総理の言う民営化とは、今回も収益性の高い幹線高速道路を財界が投資できるようにするたるものではありませんか。

既に政府は、本四公団の債務三兆八千億円は国務を負う道路四公団を民営化し、新たな組織の採算性の確保について第三者機関に検討させるため、道路公団民営化推進委員会を設置するものです。

以下、問題点を具体的に伺います。

第一は、道路四公団の巨額の債務を作り出した原因と責任についてです。

道路行政は、経済の右肩上がりを前提とした最初の道路計画によって道路建設が進められ、採算の見通しもなく道路が造り続けられてきました。その象徴が、本州と四国の間に巨大な橋を三本も架けた本州四国連絡橋と、実際の交通量は当初の予測の三分の一しかなく、全く採算の取れない東京湾アクアラインです。

総理、こうした過大な交通量予測に基づく虚構の採算見通しによって道路建設を続けてきたことが巨額の債務を作り出した原因であることは明らかではありませんか。

我が党はこうした無謀な計画を厳しく批判してきました。しかし、計画は強行されたため、現

在、本四公団は、八百六十九億円の料金収入に対して、管理費と利払いだけでその二倍の一千六百一十七億円となり、巨額の借金を抱え、経営が破綻しています。そもそも、高速道路は料金収入で建設費を償還していくはずではなかったのですか。

総理、こんなでたらめな道路行政を続けてきたのは、幅広く検討し、十五年度予算に反映させることになるのです。道路特定財源について小泉総理は、幅広く検討し、十五年度予算に反映させると答弁していますが、公約してきた道路特定財源の一般財源化を行ふべきではありませんか。

第三は、小泉総理が採算の見通しもない、必要性もはつきりしない無駄な高速道路を中止せず、あくまで造り続けようとしていることです。

当初、小泉総理は、高速道路の償還期限を三十

いかというお尋ねでございますが、公共事業関係費については、平成十四年度予算において一割削減したところであります。今後の社会資本整備についても、先般閣議決定された「改革と展望」において示したとおり、真に必要性の高い事業について重点的、効率的な整備を図りながら対応してまいりたいと考えます。

他方、社会保障予算につきましては、その予算規模も主要経費の中では最大の項目となっております。今後とも、将来にわたり持続可能で安定的な、効率的な社会保障制度を構築する観点から、各方面の、医療制度改革等を行うとともに、御意見を伺いながら、少子高齢化や厳しい雇用情勢等に対応するための各般の施策を推進することとしております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣石原伸晃君登壇、拍手〕

○国務大臣(石原伸晃君) 民営化の方向についてのお尋ねでござりますが、四公団の改革については、民営化の推進によってコスト意識の徹底が図られ、採算性を重視した事業経営が行われる等のメリットが生じると考えられているところから、整理合理化計画において、新たな組織が民営化を前提とする、国費は投人しない等の基本方針を定めたところでございます。

本委員会においては、この基本方針の下、債務を確実に償還するための方策も含め、新たな組織の採算性の確保について調査審議し、御意見をいたすことになると考えております。今後、本委員会の意見を踏まえまして、経営の効率性の向上や利用者サービスの向上等、民営化のメリットを広く国民が享受できるような改革を具体的に取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

○国務大臣(石原伸晃君) 吉川議員に二つの御質問いたしておりますので、お答え申しあげます。

一般有料道路の整備についてのお尋ねがございました。

日本道路公団が行う一般有料道路の整備に当たりましては、当該道路の採算性の向上を図りました。

早期に整備するため、有料道路事業と一般道路事業を組み合わせる、いわゆる合併施行方式も一つの手法として活用してきたところでございます。

合併施行方式によります一般有料道路の事業は、現在五百五十キロメートル供用されておりますけれども、これは、高速自動車国道の供用延長の一割に匹敵する規模でございます。経済の発展あるいは交通の円滑化に一定の役割を果たしてきたものと考えております。

しかしながら、御指摘のように、合併施行方式の有料道路においては、様々な原因から実績交通量が計画を下回り、採算が悪い路線が存在することも事実でございます。本方式は見直すべき時期に来ていると考えておりますので、その適用について検討してまいりたいと考えております。

もう一点、第二東名高速道路の交通量の見通しとその採算性及び今後の高速自動車国道の整備の進め方についてのお尋ねをいただきました。

お尋ねのありました第二東名高速道路と第一東名高速道路を合わせた交通量は、平成三十三年度において、現在の東名高速道路の交通量の一・四倍程度になると見込むとともに、この第二東名・名神高速道路を含む現行整備計画の九千三百四十二キロメートルは、全国料金ブール制の下で、この交

ことによって、これを踏まえて、国土交通省において検討することになると考えております。

(拍手)

○議長(倉田寛之君) 田名部匡省君。

〔田名部匡省君登壇、拍手〕

○田名部匡省君 国会改革連絡会(自由党・無所属の会)を代表して、今回提出された道路関係四公団民営化推進委員会設置法案について、小泉総理並びに関係閣僚に見解をお伺いいたします。

一九八七年、国鉄民営化が実行され、その後の経緯を拝見しておりますと、経営の主導権が国に握っていたときと違い、自己責任で経営する企

業という意識が定着したことからも、民営化以降、それまで年間一千億円以上の国庫補助金を受けていたものが、責任体制のできる立派な納税

企業になつたことからも、民営化の効果が実証さ

れています。加えて、採算の合わない路線の新設について、どんな圧力にも屈しない態度

や経営の姿が見られるところであります。

今回の道路公団民営化についても、同じ理念で実行すると考えているか、まず総理、関係大臣に御所見をお伺いいたします。

今後の高速道路の整備は、まず民営化後の企業が自立経営を行なうという観点から考えるべきであ

り、民営化した会社を無視して、政府と与党内で

国費投入をするとかしないとか、昨年暮れありま

したような、公団十三路線の事業見直し判断への

政治的介入が疑惑として取りざたされています。

知らないうちに建設資金償還計画期間を三十年か

ら五十年に延長するなど、相変わらず国民には分

かりにくい政治的な決着がなされているが、総理

の言う眞の民営化とは何なのかという議論をもつ

とすべきだと思いますが、総理、関係大臣の御所

見をお伺いいたします。

○国務大臣(石原伸晃君) 吉川議員に二つの御質問

による高速自動車国道の整備の前提となる採算性

公団民営化推進委員会において、道路交通需要の見通し、金利の見通し、そして費用対効果分析の考え方等について御検討いただいて、その新組織

の確保に関する基準等について御意見をいただ

道路四公団の計画交通量が予測より一〇%少ない未償還予測が、先ほどもお話をありました。合計五兆八千億円にも上るという試算を政府の行政改革推進事務局がまとめ、総理に報告したとのことですけれども、総理、現在の整備計画分の九千三百四十二キロメートルで五十年の償還計画をお決めになりましたが、それにより本当に償還計画は達成され、今後とも国費投入ゼロは保証されるのでしょうか。総理、国土交通大臣に御所見をお伺いいたします。

小泉総理、あなたは少子高齢化時代の年金、医療費のこととよくお話しですが、今、日本が国家としてなすべきことは、増大するおそれのある税の負担を国民に求めない努力を限りなくすることになります。長引く不況下で、相次ぐ企業倒産、年間二万人を超える自殺者など、国民が苦しい生活を強いられている今こそ、我々政治家が無駄を省き、将来の子孫に負担を求めない努力をすべきで、そのためには国会議員の定数削減、特殊法人、公益法人等の徹底的な廃止と削減が必要だと思います。

総理の主張されるように、民間でできるものは民間でやるべきであり、民営化すれば、利益が出ると税金を納めることになり、ひいては国民のためになるものであります。民営化すれば、経営が赤字なら昇給もボーナスもカットされ、リストラの可能性も出てきて業績に敏感になります。また、赤字になる不採算路線は建設しないなど、経営の効率化が図られると思います。

一方、国の経営では、経営者の責任意識が希薄になり、赤字でも高額な給料やボーナス、そして退職金までもらうなど、民間では考えられない国民感情と懸け離れたことが行われていると思います。

どのようにこのことをお考えになるか、総理並びに関係大臣の御所見をお伺いいたします。

小泉総理は、揮発油税などの道路特定財源をほ

かの項目にも使えるようになると改正を目指す考え

今後、本委員会の意見を踏まえまして、経営の効率性の向上、自立的運営、利用者サービスの向上等、民営化のメリットを広く国民の皆様方が享受できるような実効ある改革の具体化に取り組んでまいりたいと考えております。

本道路公團について、償還期間は五十年を上限とし、国費は平成十四年度以降投入しない等の基本方針が示されるとともに、新たな組織に移行することが決定しているところでございます。この基本方針の下、道路関係四公團民営化推進

○議長（倉田亮之君） これより採決をいたしま
す。 以上、御報告申し上げます。（拍手）

る法律案 中小企業退 八
の影響と対策、資産運用管理体制の充実強化、本制度への加入促進方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
す。
質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池委員より本法律案に反対す

○議長（會田亮之君）〔投票開始〕間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕
ます。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしました。
〔投票結果〕

投票總數
贊成 二百八

反對贊成

よって、本案は全会一致をもつて可決されま
した。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

卷之三

○議長(倉田寛之君) 日程第二 中小企業退職金

共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長河部正俊君。

中華書局影印

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○阿部正俊君　ただいま議題となりました法律案

につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、中小企業退職金共済制度の長期的
な安定化を図るうえ、各社社員の情熱の貢献と三つ心

な安定を図るために、経済社会情勢の変化に対応して、退職金額の見直しを速やかに行えるようにす

る等の措置を講じようとするものであります。委員会におきましては、予定運用利回り引下げ

○國務大臣(屬千景君) 田名部議員にお答え申し
上げたいと存じます。

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員
長北澤俊美君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

長北澤俊美君

資する建築制限として都市計画規制を行なうため、室内における化学物質の発散に対する規制の導入、地域の実情に応じた容積率制限等の多様化による建築物の形態規制の合理化、地区計画制度の統合、地区整備計画が定められた場合における建築物の形態規制の特例の多様化等の地区計画に関する制度の合理化、土地所有者等による都市計画する制度の創設等所要の措置を講じようとするも提案制度の創設等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、特定建築物の範囲を拡大し、特別特定建築物の建築等について利用円滑化基準に適合することを義務付けるとともに、一定の基準に適合するとの認定を受けた特定建築物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等支援措置の拡大を行なう等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案に加え、櫻井充君外六名発議の特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案を併せて一括して議題とし、参考人からの意見聴取を行なうとともに、各法律案の提案の理由と背景、シックハウス規制の実効性、規制対象化学物質の範囲と将来の拡大の見通し、容積率や建ぺい率制限等の

○北澤俊美君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、建築基準法等の一部を改正する法律案

緩和による住環境の悪化等の懸念、都市計画提案制度の導入とその運用、パリアフリー対応が義務付けられる建築物の用途及び規模の在り方、公共建築物、学校、ホテルの客室等におけるパリアフリー対応の必要性等について質疑が行われました。が、その詳細は会議録によって御承知願います。三法案について質疑を終局しましたところ、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案について、日本共産党を代表して富樫委員より修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して富樫委員より、建築基準法等の一部を

○議長(倉田寛之君)	間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕	
○議長(倉田寛之君)	投票の結果を報告いたします。
投票総数	二百九
賛成	百八十二
反対	二十七
よって、本案は可決されました。(拍手)	

日程第六 独立行政法人国立印刷局法案
日程第七 貨幣回収準備資金に關する法律案
(いざれも内閣提出、衆議院送付)
以上三案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員会
長山下八洲夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

「山下八洲夫君登壇、拍手」

○山下八洲夫君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

なお、特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案につきましては、建築基準法等の一部を改正する法律案につきましては、本委員会において、以後、審査を行わないことにいたしました。

次いで、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行いましたところ、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、可決した二法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寅之君) これより採決をいたします。

まず、建築基準法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○議長（倉田寛之君）　問もなく投票を終了いたします。
（投票終了）

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたしました。

投票開始

賛成	反対	投票総数
百八十二	二十九	二百九

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　次に、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

日程第六 独立行政法人 国立印刷局法案
日程第七 貨幣回収準備資金に關する法律案
(いざれも 内閣提出、衆議院送付)
以上三案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員会
長山下八洲夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山下八洲夫君登壇、拍手〕

○山下八洲夫君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、独立行政法人造幣局法案並びに独立行政法人国立印刷局法案は、中央省庁等改革の一環として、貨幣の製造等を業務とする独立行政法人造幣局、銀行券の製造、官報の印刷等を業務とする行政法人国立印刷局を設立するため、それらの名称、目的、業務の範囲等に関する事項の規定等を定めるものであります。

するものであります。新たに一般会計に設置する
委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、造幣局及び印刷局を独立行政法人化す理由とし、今後配慮すべき点、両機関の財務内容を国会に報告する必要性、通貨発行に対する財務大臣の関与の在り方等について質疑が行われました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より三法律案を反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決いたしました。

平成十四年四月二十六日 参議院会議録第二十一号 建築基準法等の一部を改正する法律案外一件

官 報 (号 外)

決算委員 弘友 和夫君 渡辺 孝男君

行政監視委員 辞任 遠山 清彦君 沢 たまき君

議院運営委員 辞任 松井 孝治君 沢 たまき君

福山 哲郎君 松井 孝治君 沢 たまき君

福山 哲郎君 松井 孝治君 沢 たまき君

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

福山 哲郎君 沢 たまき君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会 理事 齊藤 滋宣君 (齊藤滋宣君の補欠)

福島 瑞穂君 大脇 雅子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会 理事 長谷川 清君 (長谷川清君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第五三号)

首都圈整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する法律案(閣法第五四号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

独立行政法人造幣局法案(閣法第六四号)審査報告書

貨幣回収準備資金に関する法律案(閣法第六五号)審査報告書

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第八二号)審査報告書

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(閣法第五九号)審査報告書

建築基準法等の一部を改正する法律案(閣法第五八号)審査報告書

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五九号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

米のカドミウム汚染に関する再質問主意書(中村敦夫君提出)(第二二号)

よって国会法第八二三条により送付する。

平成十四年四月二十六日

参議院議長 井上 裕殿

衆議院議長 編貫 民輔

第一を乗じて得た額を第一百六十一条第二項の標準報酬年額とみなして同項の規定により算定した金額とし、「を削る。」

第一百六十四条の一を次のように改める。

第一百六十四条の二 退職年金は、その年額が国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)第十五条の二第一項本文に規定する互助年金の停止の措置に係る普通退職年金の年額を超えない範囲内で政令で定める金額(以下この条において「支給停止基準額」という。)以上であつてこれを受ける者の前年における所得金額(退職年金並びに地方自治法第一百三十条に規定する報酬、費用弁償及び期末手当)に係る所得のうち当該退職年金の基礎となつた在職期間に係るもののが七百万円を超えるときは、退職年金の年額と前年における所得金額との合計額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額の合算額に相当する金額の支給を停止する。

一 支給停止基準額と七百万円との合計額を超え、支給停止基準額に二を乗じて得た金額と七百万円との合計額以下の金額 百分の三十

二 支給停止基準額に一を乗じて得た金額と七百万円との合計額を超え、支給停止基準額に三を乗じて得た金額と七百万円との合計額以下の金額 百分の四十

三 支給停止基準額に三を乗じて得た金額と七百万円との合計額を超え、支給停止基準額に四を乗じて得た金額と七百万円との合計額以下の金額 百分の四十五

四 支給停止基準額に四を乗じて得た金額と七百万円との合計額を超える金額 百分の五十

五 前項の場合における退職年金の支給額が支給停止基準額より少ないとときは、同項の規定にか

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第五九号)審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年四月二十五日

総務委員長 田村 公平

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の地方議会議員共済会の年金財政の状況にかんがみ、地方議会議員の年金制度の長期的安定を図るために、共済給付金の給付の水準の適正化等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)審査報告書
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

同日委員長から次の報告書が提出された。

独立行政法人造幣局法案(閣法第六四号)審査報告書
独立行政法人造幣局法案(閣法第六四号)審査報告書
貨幣回収準備資金に関する法律案(閣法第六五号)審査報告書

かわらず、当該支給停止基準額を退職年金の支給とする。

3 第一項に規定する所得金額の計算については、所得税法の課税総所得金額の計算に関する規定の例による。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第一百七十条の二の次に次の二条を加える。

(資料の提供)

第一百七十条の三 共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、地方議会議員が有する第一百六十一条の二第一項に規定する政令で定める年金制度の適用を受ける期間につき、当該政令で定める年金制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(共済給付金に関する一般的経過措置)

第二条 改正後の地方公務員等共済組合法(以下「新共済法」という。)の規定(第一百七十条の三の規定を除く。)及び附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十一年法律第六号)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金(以下この条において「共済給付金」という。)(施行日以後に地方議会議員であった期間を有しない者に係る公務傷病年金及び施行日以後に地方議会議員であった期間を有しない者で退職年金又は公務傷病年金を受けたものに係る遺族年金(以下この条において「特定公務傷病年金等」という。)を除く。)につ

いて適用し、施行日前に給付事由が生じた共済給付金及び施行日以後に給付事由が生じた特定公務傷病年金等については、なお従前の例による。

(平均標準報酬年額の算定に関する経過措置)

第三条 平成十四年四月以後の地方議会議員であつた期間が十二年に満たない場合における新共済法第一百六十二条第一項及び第一百六十二条第二項の規定について、は、新共済法第一百六十二条第二項中「十二年間」とあるのは「平成十四年四月以後の期間に限る。」と、「十二で除して」とあるのは「平成十四年四月以後の地方議会議員であつた期間の月数で除して得た額に十二を乗じて」と、新共済法第一百六十二条第二項中「当該在職期間」とあるのは「平成十四年四月以後の地方議会議員であつた期間」とする。

(施行日前に地方議会議員であつた期間を有する者に関する経過措置)

第四条 施行日前に地方議会議員であつた期間を有する者に対する新共済法第一百六十二条第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「百五十分の四十」とあるのは「百五十分の四十五」と、「百五十分の〇・九」と同条第四項中「百分の一・五十分の〇・九」とあるのは「百分の一・二」とあるのは「百分の一・二六」とする。

二 施行日前に地方議会議員であつた期間(施行

日前に給付事由の生じた退職一時金の基礎となつた期間を除く。)を有する者に対する新共済法第一百六十二条第一項の規定の適用について、は、同項第一号中「百分の五十六」とあるのは「百分の六十三」と、同項第二号中「百分の六十一」とあるのは「百分の七十一」と、同項第三号

中「百分の七十一」とあるのは「百分の八十一」とする。

(重複期間を有する者に係る退職年金の年額の調整に関する経過措置)

第五条 新共済法第一百六十二条第一項に規定

する者が施行日前の同項に規定する重複期間(以下この条において「重複期間」という。)を有するときは、その者に係る退職年金の年額は、同項の規定にかかるらず、新共済法第一百六十二条第一項の規定により算定した退職年金の年額(以下この条において「退職年金基本年額」という。)から、次の各号に掲げる金額の合算額を控除した金額とする。

一 退職年金基本年額に施行日前の重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十五に相当する金額

二 退職年金基本年額に施行日以後の重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の四十に相当する金額

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第六条 市町村の合併の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二号)附則第四条

第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法」に、「百五十分の五十」を「百五十分の四十五」に改め、同項の表中「百五十分の四十五」と、「百五十分の〇・九」とあるのは「百分の一・二」とあるのは「百分の一・二六」とする。

二 施行日前に地方議会議員であつた期間(施行

日前に給付事由の生じた退職一時金の基礎となつた期間を除く。)を有する者に対する新共済法第一百六十二条第一項の規定の適用について、は、同項第一号中「百分の五十六」とあるのは「百分の六十三」と、同項第二号中「百分の六十一」とあるのは「百分の七十一」と、同項第三号

中「百分の七十一」とあるのは「百分の八十一」とする。

(重複期間を有する者に係る退職年金の年額の調整に関する経過措置)

第五条 新共済法第一百六十二条第一項に規定

よって要領書を添えて報告する。
平成十四年四月二十五日

厚生労働委員長 倉田 寛之 殿

参議院議長 阿部 正俊

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化に応じて、中小企業退職金共済制度の長期化に見直しを図るとともに、勤労者退職金共済機関の業務を縮小するほか、理事長、副理事長及び理事の業務上の余裕金の運用に係る忠実義務を新たに設ける等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
一、本法施行のため、別に費用を要しない。

附 帯 決 議

政府は、退職金制度が高齢社会において中小企業で働く労働者の老後の生活保障として今後ますます重要な役割を果たすことにあるが、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、退職金水準の向上のため、中小企業の経営環境の改善に向けて取り組むとともに、加入企業に対して掛け金の引上げに努めることを求める。運用状況が良好に推移した場合には、総合的に判断の上、予定運用利回りの引上げを検討すること。

二、勤労者退職金共済機構について、加入企業及び被共済者が制度の運営並びに運用利回りの状況を的確に把握できるよう、情報公開を更に進めるとともに、外部評価システムの導入など事業運営の一層の透明化に努めること。

審査報告書

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

第十一條第一項若しくは附則第十二条と、同条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は一部改正法」と、同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第六十六条又は一部改正法附則第十条」と、同条第五号中「第八十三条第二項」とあるのは「第八十三条第一項（一部改正法附則第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む）」と、同条第六号中「第八十四条第一項」とあるのは「第八十四条第一項（一部改正法附則第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（罰則に関する経過措置）
第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

十一条と、同条第五号中「第八十三条第二項」とあるのは「第八十三条第一項（一部改正法附則第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第六号中「第八十四条第一項」とあるのは「第八十四条第一項（一部改正法附則第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（政令への委任）
第十五条 附則第一条から前条までに定めるものは、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）
第十六条 登録免許税法（昭和四十一年法律第三十五号）の一部を次のようにより改正する。
別表第三の三の項を次のようにより改める。

（本法施行のため、特に費用を要しない。）
一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

（確定給付企業年金法の一部改正）
第十七条 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

（建築基準法等の一部を改正する法律案）
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

三 勤労者退職金 共済機構	中小企業退職金共済 法（昭和三十四年法律 第百六十号）
---------------------	-----------------------------------

事務所用建物の所有権の取得登記
又は当該建物の敷地の用に供する
土地の権利の取得登記

第三欄の登記に該当すること
を証する財務省令で定める
書類の添付がある。
あるものの添付が限がある。

（政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。）
一、二十一世紀の社会・経済における様々な構造変化の潮流に中長期的な視点から対応し得るよう、豊かで快適で活力に満ちた都市の将来像を実現するための施策の充実に努めること。
二、都市の再生に当たっては、防災、安全、環境、景観等生活機能を重視するとともに、交通インフラ、上下水道等の社会資本の整備状況と調和するよう努めること。

（建築基準法等の一部を改正する法律案）
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十四年四月二十五日
参議院議長 倉田 寛之殿
国土交通委員長 北澤 俊美

（要領書）
建築基準法等の一部を改正する法律案

第十八条 前条の規定による改正後の確定給付企
業年金法附則第二十八条第一項の規定は、施行
日以後に効力が生じた退職金共済契約については、
適用し、施行日前退職金共済契約については、
なお従前の例による。

（確定給付企業年金法の一部改正に伴う経過措
置）
第十八条 前条の規定による改正後の確定給付企
業年金法附則第二十八条第一項の規定は、施行
日以後に効力が生じた退職金共済契約については、
適用し、施行日前退職金共済契約については、
なお従前の例による。

（本法律案は、居住環境の改善、適正な土地利
用の促進等に資する建築制限及び都市計画制限
を行うため、居室内における化学物質の発散に
対する規制の導入、地域の実情に応じた容積率
制限等の多様化による建築物の形態規制の合理
化、地区計画制度の統合、地区整備計画が定め
られた場合における建築物の形態規制の特例の
五、室内空気汚染による健康影響が生ずると認め
られることは、全て規制対象とす
るよう、関係省庁間の連携を図りつつ、室内空
気中の化学物質の濃度の実態や発生源、発散量

（建築基準法等の一部を改正する法律案）
右
国会に提出する。
平成十四年三月八日
内閣総理大臣 小泉純一郎

（多様化等の地区計画に関する制度の合理化、土
地所有者等による都市計画提案制度の創設等所
要の措置を講じようとするものであり、おおむ
ね妥当な措置と認める。）
なお、別紙の附帯決議を行った。

（建築基準法等の一部を改正する法律案）
六、建築基準については、室内空気中の化学物質
の濃度を厚生労働省の指針値以下に抑制するた
めに、通常必要な建築材料及び換気設備の基準
を適切に定めるとともに、改正法の施行後に実
態調査を行い、必要に応じて、その見直しに努
めること。

七、化学物質の濃度測定の重要性にかんがみ、測
定サービス等の体制の充実に努めるとともに、
建築基準法に基づく規制の内容や、室内濃度の
測定方法、住まい方の留意点等について、消費
者、事業者、関係団体等に対する情報提供等に
よる周知徹底を図るとともに、相談体制の整備
に努めること。

八、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づ
く住宅性能表示制度による室内空気中の化学物
質の濃度の実測値等の表示について、宅地建物
取引業者の活用も図りつつ、周知徹底、普及促
進に努めること。

九、違反建築物対策について、完了検査等の徹
底、パトロールの重点的な実施等に努めること。

十、化学物質による室内空気汚染問題について、
今後とも、関係省庁が連携して、原因分析、基
準設定、防止対策、相談体制整備、医療・研究
対策及び汚染住宅の改修に関する総合的な対策
を推進すること。

（建築基準法等の一部を改正する法律案）
右
右決議する。

- 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域（高層住居誘導地区及び特定行政区域が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。）又は商業地域、特定行政区域が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。）内にあること。

二 その敷地内に政令で定める規模以上の空地（道路に接して有効な部分が政令で定める規模以上であるものに限る。）を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上であること。

第五十一条第四項中「（第五号を除く。）」を「第二項」に、「第九項及び第十一項」を「第十項及び第十三項、第五十二条の二第三項第二項、第五十二条の三第三項」に、「第六十八条の二、第六十八条の四第一項、第六十八条の五（第一項、第六十八条の五の二）を「第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五、第六十八条の五の二第一項、第六十八条の五の二（第一号口を除く。）、第六十八条の五の四第三項第一号口」に改め、「第六十八条の九」の下に「、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条规定の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項（たゞ建築物を除く。）

し書及び第五号を除く。)、第五項(第九項及び第十一項)を「第一項(ただし書を除く。)、前項、第六項、第十一項及び第十三項、第五十二条の二(第三項第二号、第五十二条の三(第一項)に、「第六十八条の三(第二項第一号イ並びに第三項)」を「第六十八条の三(第一項、第六十八条の四第一項、第六十八条の五(第一号イを除く。)、第六十五条において同じ。)、第六十八条の五の二(第一項(第一号ロを除く。)、第五項において同じ。)、第六十八条の五の三(ただし書及び第一号ロを除く。)、第六十八条の五の四(第一項第一号ロ)に改め、「第六十八条の九」の下に「、第八十六条第三項及び第四項、第八十八条の二(第二項及び第三項、第八十六条の五第三項)を加え、「限る。第四項」を「限る。第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、前面道路(前面道路が二以上あるときは、その幅員の最大のもの。以下この項及び第十一項において同じ。)の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率は、当該前面道路の幅員のメートルの数値に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値を乗じたもの以下でなければならない。

十分の四

十分の四(特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、十分の六)

三 その他の建築物

第五十二条の二第三項第二号中「前条第一項から第六項まで」を「前条第一項及び第三項から第七項まで」に改める。

五 工業地域内の建築物

十分の五又は十分の六のうち当該

三 近隣商業地域内の建築物

十分の六又は十分の八のうち当該地域に関する

第三編第二章「職業」

三 その敵地の周囲こち

を「第一項第一号から第四号までの規定により

定行政庁が市街地の環

に改め 同条第五項中「に」を「いわれば」に

四 特定行政戸が用途上 なうと認めて許可した

り建ぺい率の限度が十分の八とされている地

の最低限度を定める場合

(建築物の敷地面積) 第五十二条の一 建築物の敷地面積は、用餘地

3 第一項の都市計画

積の最低限度が定められたときは、当該最低

際、現に建築物の敷地と

答号のいすれかに該当する建築物の敷地は、一
つは、二の限りでない。

存する所有権の他の権

二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類

を一の敷地として使用す

する建築物で公益上必要なもの

同項の規定は、適用しな

十分の六 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、十分の四又は十分の八のうち特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの)

卷之三

号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

第一項の都市計画における建築物の敷地面積の最低限度が変更された際、建築物の敷地面積の最低限度に関する従前の制限に違反していた建築物の敷地又は所有権その他之權利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に違反することとなつた土地

第一項の規定に適合するに至る建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

第四十四条第二項の規定は、第一項第三号又は第四号の規定による許可をする場合に準用する。

るものを除く。以下この号及び第七項第一号において同じ」と、「イ、ロ、ハ又はニに掲げる」を「イからニまでに定める」に、「次に掲げる数値が一・一五と定められている建築物に」を「又はニに定める数値が一・一五とされている建築物に」に、「次に掲げる数値が一・五と定められている」を「イからニまでに定める数値が一・五とされている」に改め、同号イ中「一・一五」の下に「(第五十一)条第一項第二号の規定により容積率の限度が十分の三十以下とされている第一種中高層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域以外の地域のうち、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、一・五)」を加え、同項第三号中「除く」の下に「以下この号及び第七項第三号において同じ」を加え、同条

第五十六条第一項第一号中「次に掲げる数値
が一・二五と定められている建築物で」を「イ若
しくは二に定める数値が一・二五とされている
建築物で」に、「又は次に掲げる数値が二・五と
定められている建築物」を「又はイからニまでに
定める数値が二・五とされている建築物(口及
びハに掲げる建築物で、特定行政庁が都道府県
都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあ

るものを除く。以下この号及び第七項第二号において同じ」と、「イ、ロ、ハ又はニに掲げる」を「イからニまでに定める」に、「次に掲げる数値が一・一五と定められている建築物に」を「イ又はニに定める数値が一・一五とされている建築物に」に、「次に掲げる数値が一・五と定められている」を「イからニまでに定める数値が一・五とされている」に改め、同号イ中「一・一五」の下に「(第五十一条第一項第二号)の規定により容積率の限度が十分の三十以下とされている第一種中高層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域以外の地域のうち、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、一・五)」を加え、同項第三号中「除く」の下に「以下」の号及び第七項第三号において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

7 次の各号のいずれかに掲げる規定によりその高さが制限された場合にそれぞれ当該各号に定める位置において確保される採光、通風等と同程度以上の採光、通風等が当該位置において確保されるものとして政令で定める基準に適合する建築物については、それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。

一 第一項第一号、第五項及び前項(同号の規定の適用の緩和に係る部分に限る。) 分に限る。)

三 第一項第三号、第五項及び前項(同号の規定の適用の緩和に係る部分に限る。)

るものを除く。以下この号及び第七項第二号において同じ」と、「イ、ロ、ハ又はニに掲げる」を「イからニまでに定める」た、「次に掲げる数値が一・二五と定められている建築物に」を「又はニに定める数値が一・二五とされている建築物に」に、「次に掲げる数値が一・五と定められている」を「イからニまでに定める数値が一・五とされる」と改め、同号イ中「一・二五」の下に「(第五十一)条第一項第二号の規定により容積率の限度が十分の三十以下とされている第一種中高層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域以外の地域のうち、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、一・五)」を加え、同項第三号中「除く」の下に「以下」の号及び第七項第三号において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

7 次の各号のいずれかに掲げる規定によりその高さが制限された場合にそれぞれ当該各号に定める位置において確保される採光、通風等と同程度以上の採光、通風等が当該位置において確保されるものとして政令で定める基準に適合する建築物については、それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。

第五十六条の二第一項中「の水平面(対象区域外の部分)を(一)の項及び三の項にあつては、当該各項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから地方公共団体が当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)の水平面(対象区域外の部分、高層住居誘導地区内の部分)に改める。

第五十七条の二第三項中「第五十四条の二第一項及び第三項」を「第五十三条の二(第一項を除く。)」に、「第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、建築物の敷地面積は、当該地域」とあるのは「を「用途地域」とあるのは」に改め、「内においては、建築物の敷地面積は、高層住居誘導地区」と、同項第二号中「低層住宅に係る良好な住居」とあるのは「市街地」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 高層住居誘導地区内の建築物については、第五十六条の二第一項に規定する対象区域外にある建築物とみなして、同条の規定を適用する。この場合における同条第四項の規定の適用については、同項中「対象区域内の土地」とあるのは、「対象区域(高層住居誘導地区)を除く。内の土地」とする。

第五十九条の二第一項中「第六項まで」を「第八項まで、第五十二条の二第六項」に改める。

第六十八条の二第一項中「、住宅地高度利用地区整備計画、再開発地区整備計画」を削り、「集落地区整備計画」の下に「(以下「地区整備計画等」という。)」を加え、同条第二項中「、住宅地高度利用地区計画、再開発地区計画」を削り、同条に次の一項を加える。

市町村は、用途地域における用途の制限を補完し、当該地区計画等(集落地区計画を除く。)

高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の建築物にあつてはハーメートルだけ外側の線上の政令で定める位置

建築基準法等の一部を改正する法律案

宅地高度利用地区整備計画を「地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区(地区整備計画又は沿道地区整備計画)」に改め、同条第十八項中「住宅地高度利用地区計画の区域内の建築物に対する第四十八条第一項から第四項まで」と「地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区内の建築物に対する第四十八条

一 地区整備計画等(集落地区整備計画を除く。)が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であるこの規定は、適用しない。

四号に掲げる「を」から第四号までに定めるに改め、同条第一号中「沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第三項)の規定により、「を」を「地区整備計画又は沿道地区整備計画(都市計画法第十二条の七又は沿道整備法第九条の二)の規定により、地区整備計画又はに改め、同条を第六十八条の五とし、同条の次に次の四条を加える。

又は沿道地区計画の区域内においては、敷地内に道路に接して有効な空地が確保されていてこと等により、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、第五十六条第一項第一号及び第二項から第四項までの規定は、適用しない。

第四十四条第一項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

(住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例)

イ 都市計画法第十二条の六、密集市街地整備法第三十二条の二又は沿道整備法第九条の二の規定による区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分した建築物の容積率の最高限度

(高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例)
第六十八条の五の一に掲げる条件に該当する地区計画又は沿道地区計画の区域内にある建築物については、当該地区計画又は沿道地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項各号に定める数

第十一項中「工業の利便上文は公益上必要」とあるのは「工業の利便上若しくは公益上必要」と認め、又は地区計画若しくは沿道地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該地区計画若しくは沿道地区計画

つては都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設、特定建築物地区整備計画の区域にあつては密集市街地整備法第三十二条第一項第二号に規定する

一 都市計画法第十二条の八又は沿道整備法第九条の四の規定により、次に掲げる事項が定められている地区整備計画又は沿道地区整備計画の区域であること。

の区域における業務の利便の増進上やむを得ない」とを加え、同条を第六十八条の三とし、『条例の次に次の二条を加える。

地区防災施設(以下単に地区防災施設といふ。)、防災街区整備地区整備計画の区域にあつては地区防災施設又は同項第三号に規定する地区施設、沿道地区整備

建築物の容積率の最高限度

応じたものと公共施設の整備の状況に応じて、ものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率の特例)

計画の区域にあつては沿道整備法第九条
第一項第二号に規定する沿道地区施設各
は同条第四項第二号に規定する施設をい

間口率の最低限度及び建築物の高さの最低限度が定められている場合にあつては、これらの最低限度、建築物の建ぺい区の最高限度、建ぺい切妻(田舎)の最

第六十八条の四 次に掲げる条件に該当する区域等(集落地区計画を除く。以下このきにおいて同じ。)の区域内にある建築物で、

二 第六十八条の二第一項の規定に基づく各例で、前号イに掲げる事項に関する制限が三つあることとする。

い率の最高限度 建築物の建築面積の最高限度及び壁面の位置の制限(壁面の位置の制限にあつては、市街地の環境の向上を図るにあらざる場合に限る。)

該地区計画図等の内容(都市計画法第十一條の二第一号、密集市街地整備法第三十二条の二第一号又は沿道整備法第九条の二第一号の規定による公共施設の整備の状況に応じた建物の容積率の最高限度(以下この条において「公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度」という。)を除く)に適し、かつ、特定行政署が交通上、安全上、財

第六十八条の五を削る。
第六十八条の五の二の見出しを「(区域を区公
として建築物の容積を適正に配分する地区計画等
の区域内における建築物の容積率の特例)」と
め、同条中「該当する」の下に「地区計画又は^そ
加え、「当該沿道地区計画」を「当該地区計画又
は沿道地区計画」に、「第一号、第三号又は第

二 第六十八条の二第一項の規定に基づく各
例で、前号ロに掲げる事項(壁面の位置)
制限にあつては、地区整備計画又は沿道地
区整備計画に定められたものに限る。)に問
する制限が定められている区域であるこ
と。

前項各号に掲げる条件に該当する地区計画

条第一項第一号又は第三号に定める数値以上その一・五倍以下で定められているものに限る。)
口 建築物の容積率の最低限度
ハ 建築物の敷地面積の最低限度
二 壁面の位置の制限(道路に面する壁面の位置を制限するものを含む)の位置を制限するものを含むものに限る。)
二 第六十八条の一第一項の規定に基づく条例で、前号イ及びハに掲げる事項(壁面後退区域における工作物の設置の制限を除く。)に関する制限が定められている区域であること。

2 前項第一号イ及びハに掲げる事項が定められており、かつ、第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で前項第一号イ及びハに掲げる工作物の設置の制限を除く。)に関する制限が定められている区域であること。
三 当該区域が第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域内にあること。
(区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例)
第六十八条の五の四 次に掲げる条件に該当する地区計画等(集落地区計画を除く。以下この条において同じ。)の区域内の建築物で、当該地区計画等の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十二条第二項の規定は、適用しない。

第六十八条の五の五 次に掲げる条件に該当する地区計画等(集落地区計画を除く。)の区域内の建築物については、第一号イに掲げる地区施設等の下にある部分で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの建築面積は、第五十三条第一項及び第二項、第五十七条の二第一項及び第三項、第五十九条第一項、第五十九条の二第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第六十八条の八、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に算入しない。
一 地区計画 再開発等促進区(都市計画法第一十二条の五第四項第二号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。)又は地区整備計画
二 防災街区整備地区計画 地区防災施設の区域又は防災街区整備地区整備計画
三 沿道地区計画 沿道再開発等促進区(沿道整備法第九条第四項第二号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。)又は沿道地区整備計画

四 集落地区計画 集落地区整備計画
第五十八条の七第五項中「第五十二条第一項」を「第五十二条第一項」に、「同項から同条第六項まで」を「同項から同条第六項まで及び第八項」に改める。
第六十八条の八中「第五十二条第一項」の下に認定又は許可に改め、「(第一項)の下に「若し

くは第三項」を加え、「前項の一一定」を「第二項若しくは第四項の一定に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 政令で定める空地を有し、かつ、面積が政令で定める規模以上である一団地(その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。)内に二以上の構えを成す建築物で総合的設計によつて建築されたもののうち、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、各建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない、かつ、総合的な配慮がなされることにより市街地の環境の整備改善に資するとして認めて許可したときは、当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定(第五十九条の二第一項を除く。)の適用について、これらの建築物を同一敷地内にあるものとみなすとともに、建築される建築物の容積率又は各部分の高さを、その許可の範囲内において、これらの建築物が同一敷地内において、これらの建築物が同一敷地内にあるものとして適用する第五十二条第一項から第八項まで、第五十二条の二第六項若しくは第五十六条又は第五十五条第一項の規定による限度を超えるものとすることができる。

5 第四十四条第二項の規定は、前二項の規定による許可をする場合に準用する。

第六条の二の見出しを「(公告認定対象区域における同一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等)」に改め、同条第一項中「公告対象区域内に」を「公告認定対象区域(前条第一項又は第二項の規定による認定に係る公告対象区域をいう。以下同じ。)内に」に、「同一敷地内建築物」を「同一敷地内認定建築物」に、「当該公告対象区域」を「当該公告認定対象区域」に改め、同条第五項中「公告対象区域」を「公告認定対象区域」に、「同一敷地内建築物」を「同一敷地内認定建築物」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「前条第一項又は第二項の規定は、を削り、「認定」の下に「又は第二項若しくは第三項の規定による許可」を、「建築物について」の下には、それぞれ、前条第一項若しくは第二項の規定又は同条第三項若しくは第四項(第二項の規定による許可に係るものについては、同条第三項又は第四項の規定による許可に係る公告対象区域をいもに限る。)内に現に存する建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造を前提として、交通上、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築され、かつ、当該区域内に政令で定める空地を有する場合において、国土交通省令で定めるところにより、特

定行政庁が、その建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない、かつ、総合的な配慮がなされることにより市街地の環境の整備改善に資するとして認めて許可したときは、当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定(第五十九条の二第一項を除く。)の適用について、これらの建築物を同一敷地内にあるものとみなすとともに、建築される建築物の容積率又は各部分の高さを、その許可の範囲内において、これらの建築物が同一敷地内において、これらの建築物が同一敷地内にあるものとして適用する第五十二条第一項から第八項まで、第五十二条の二第六項若しくは第五十六条又は第五十五条第一項の規定による限度を超えるものとすることができる。

4 その面積が政令で定める規模以上である一

定の一団の土地の区域(その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。)内に現に存する建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造を前提として、交通上、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築され、かつ、当該区域内に政令で定める空地を有する場合において、国土交通省令で定めるところにより、特

第三項中「前条第七項」を「前条第九項」に、「の認定」を「から第三項までの規定による認定又は許可」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項

2 同一敷地内認定建築物以外の建築物を、面積が政令で定める規模以上である公告認定対象区域内に建築しようとする場合(当該区域内に前条第三項又は第四項の政令で定める空地を有することとなる場合に限る。)において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、当該建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない、かつ、市街地の環境の整備改善を阻害することないと認めるとともに、当該区域内に前条第三項又は第四項の政令で定める空地を維持することとなると認める場合に限り、許可するものとする。

3 第二項の規定による許可を申請しようとする者は、その者以外に公告認定対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がいるときは、建築物に関する計画について、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならぬ。

4 第四十四条第二項の規定は、第二項又は第三項の規定による許可をする場合に準用する者は、その者以外に公告認定対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がいるときは、建築物に関する計画について、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

5 第四十四条第二項の規定は、第二項又は第三項の規定による許可をする場合に準用する。第八十六条の二に次の三項を加える。

10 第二項の規定による許可に係る第六項の公告があつた公告認定対象区域は、その日以後は、公告許可対象区域とみなす。

11 前項に規定する公告許可対象区域内における第三項の規定の適用については、第二項の規定による許可を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告許可対象区域内の建築物を同一敷地内許可建築物とみなす。

12 公告許可対象区域内に第三項の規定による許可を受けた建築物がある場合における同項の規定の適用については、当該建築物を同一敷地内許可建築物とみなす。

13 公告許可対象区域(前条第三項又は第四項の規定による許可に係る公告対象区域をいもに限る。)内において、同条第三項又は第四項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「同一敷地内許可建築物」という。)以外の建築物を建築しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁の許可を受けなければならない。この場合において、特定行政庁は、当該建築物が、その位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない、かつ、市街地の環境の整備改善を阻害することないと認めるとともに、当該区域内に前条第三項又は第四項の政令で定める空地を維持することとなると認める場合に限り、許可するものとする。

三 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設

(以下「地区施設」という。)及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画(以下「地区整備計画」という。)

第十二条の五第四項から第八項までを削り、同条第三項第二号中「位置の制限」の下に、「壁面後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。)における工作物の設置の制限」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 次に掲げる条件に該当する土地の区域における地区計画については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図るために、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域(以下「再開発等促進区」という。)を都市計画に定めることができる。

一 現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれる区域であること。

二 土地の合理的かつ健全な高度利用を図ることで必要となる適正な配置及び規模の公共施設がない区域であること。

三 当該区域内的土地の高度利用を図ることが、当該都市の機能の増進に貢献すること。

四 用途地域が定められている区域であること。

4 再開発等促進区を定める地区計画においては、第二項各号に掲げるものほか、当該再開発等促進区に関し必要な次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一 土地利用に関する基本方針

二 道路、公園その他の政令で定める施設(都市計画施設及び地区施設を除く。)の配置及び規模

5 再開発等促進区を都市計画に定める際、当

該再開発等促進区について、当面建築物又はその敷地の整備と併せて整備されるべき公共施設の整備に関する事業が行われる見込みがないときは前項第一号に規定する施設の配置及び規模を定めることができない特別の事情があるときは、当該再開発等促進区について同号に規定する施設の配置及び規模を定めることを要しない。

第十二条の五中第九項を第七項とし、第十項を削る。

第十二条の六を次のように改める。

(建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備状況に応じたものとに区分して定める地区整備計画)

第十二条の六 地区整備計画においては、適正な配置及び規模の公共施設がない土地の区域において適正かつ合理的な土地利用の促進を図るために特に必要であると認められるとき

は、前条第六項第二号の建築物の容積率の最高限度について次の各号に掲げるものの数値を区分し、第一号に掲げるものの数値を第一号に掲げるものの数値を超えるものとして定めるものとする。

一 当該地区整備計画の区域の特性(再開発等促進区にあつては、土地利用に関する基本方針に従つて土地利用が変化した後の区域の特性)に応じたもの

一 当該地区整備計画の区域の特性(再開発等促進区にあつては、土地利用に関する基本方針に従つて土地利用が変化した後の区域の特性)に応じたもの

一 当該地区整備計画の区域内の公共施設の整備の状況に応じたもの

第十二条の八 地区整備計画(再開発等促進区におけるものを除く。)においては、用途地域(第一種低層住専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。)の適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、その合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために必要であると認められるときは、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限(壁面の位置の制限にあつては、敷地内に道路(都市計画)において定められた計画道路及び地区施設である道路を含む。)に面する壁面の位置を制限するものとし、第十二条の六の次に次の五条を加える。

(区域を区分して建築物の容積を適正に分配する地区整備計画)

第十二条の七 地区整備計画(再開発等促進区におけるものを除く。)の条において同じ。においては、用途地域内の適正な配置及

び規模の公共施設を備えた土地の区域において建築物の容積を適正に分配することが当該地区整備計画の区域の特性(再開発等促進区にあつては、土地利用に関する基本方針に従つて土地利用が変化した後の区域の特性)に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるときは、第十二条の五第六項第二号の建築物の容積率の最高限度について次の各号に掲げるものごとに数値を区分し、第一号に掲げるものの数値を第二号に掲げるものの数値以上のものとして定めるものとする。

一 その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物に係るもの

二 その他の建築物に係るもの

(区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区整備計画)

第十二条の九 地区整備計画においては、当該地区整備計画の区域の特性(再開発等促進区にあつては、土地利用に関する基本方針に従つて土地利用が変化した後の区域の特性)に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物を整備することが合理的な土地利用の促進を図るために必要であると認められるときは、壁面の位置の制限(道路(都市計画)において定められた計画道路及び第十二条の五第四項第二号に規定する施設又は地区施設である道路を含む。)に面する壁面の位置を制限するものとし、第十二条の六の次に次の五条を加える。

(区域を区分して建築物の容積を適正に分配する地区整備計画)

第十二条の十 地区整備計画においては、当該地区整備計画の区域の特性(再開発等促進区にあつては、土地利用に関する基本方針に従つて土地利用が変化した後の区域の特性)に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物を整備することが合理的な土地利用の促進を図るために必要であると認められるときは、壁面の位置の制限(道路(都市計画)において定められた計画道路及び第十二条の五第四項第二号に規定する施設又は地区施設である道路を含む。)に面する壁面の位置を制限するものとし、第十二条の六の次に次の五条を加える。

(区域を区分して建築物の容積を適正に分配する地区整備計画)

第十二条の十一 地区整備計画においては、第十二条の五第六項に定めるものほか、適正

と居住以外の用途とを適正に分配することが当該地区整備計画の区域の特性(再開発等促進区にあつては、土地利用に関する基本方針に従つて土地利用が変化した後の区域の特性)に応じた合理的な土地利用の促進を図るために必要であると認められるときは、壁面の位置の制限(道路(都市計画)において定められた計画道路及び第十二条の五第四項第二号に規定する施設又は地区施設である道路を含む。)に面する壁面の位置を制限するものとし、第十二条の六の次に次の五条を加える。

(区域を区分して建築物の容積を適正に分配する地区整備計画)

第十二条の九 地区整備計画においては、住居

官 報 (号 外)

かつ合理的な土地利用の促進を図るため、
都

第三十三条第一項中第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、同項第十八号に後段として次のように加える。

かつ合理的な土地利用の促進を図るため、都市計画施設である道路（自動車のみの交通）用に供するもの及び自動車の沿道への出入りができない高架架その他構造のものに限る。）の整備と併せて当該都市計画施設である道路の上空又は路面下において建築物等の整備と一体的にを行うことが適切であると認められるときは、当該都市計画施設である道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域を定めることができる。この場合においては、当該区域内における建築物等の建築又は建設の限界（当該都市計画施設である道路の整備上必要な建築物等の建築又は建設の限界であつて、空間又は地下について上下の範囲を定めたものをいう。）をも定めなければならない。

る。この場合において、次のイ又はロに掲げる地区計画については、当該イ又はロに定めるところによること。

イ 市街化調整区域における地区計画 市街化区域における市街化の状況等を勘査

して、地区計画の区域の周辺における市街化を促進することがない等当該都市計画区域における計画的な市街化を図ることで支障がないように定めること。

□ 再開発等促進区を定める地区計画 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とが図られることを目的として、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備が実施されることとなるように定めること。この場合において、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域については、再開発等促進区の周辺の低層住宅に係る良好な住居の環境の保護に支障がないように定めるこ

第十三条第一項中第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、同項第十八号に後段として次のように加える。

この場合において、沿道再開発等促進区（幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第三項の規定による沿道再開発等促進区をいう。以下同じ。）を定める沿道地区計画については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とが図られることを目的として、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備が実施されることとなるよう定めることとし、そのうち第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域におけるものについては、沿道再開発等促進区の周辺の低層住宅に係る良好な住居の環境の保護に支障がないように定めること。

第十三条第一項中第十八号を第十六号とし、第十九号を第十七号とし、第二十号を第十八号とし、同項第四項中「再開発地区計画」を削る。

第十四条第一項第十号中「について」の下に「再開発等促進区又は」を、「区域及び」の下に「再開発等促進区又は」を加え、同項中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、同項第十四号中「について」の下に「沿道再開発等促進区又は」を加え、「第九条第一項の規定による」を「第九条第二項第一号に掲げる」と改め、「」の号及び第二十三条第一項において削り、「区域及び」の下に「沿道再開発等促進区又は」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第十五号を同項第十三号とする。

第二十二条第一項中「第十三条第一項第二十号」を「第十三条第一項第十八号」に改め、同号の次に次の四条を加える。

（都市計画の決定等の提案）

区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。)を有する者(以下この条において「土地所有者等」という。)は、一人で、又は数人共同して、都道府県又は市町村に対し、都市計画(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するもの)を除く。次項において同じ。)の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

(計画提案に対する都道府県又は市町村の半断等)
第二十一条の三 都道府県又は市町村は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、計画提案に係る都市計画を踏まえた都市計画(計画提案に係る都市計画の素案の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ)の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(計画提案を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議)
第二十一条の四 都道府県又は市町村は、計画提案を踏まえた都市計画(当該計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く。)の決定又は変更をしようとする場合において、第十八条第一項又は第十九条第一項

（一項）これらの規定を第二十一条第一項において準用する場合を含む。の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画提案に係る都市計画の素案を提出しなければならない。

（二項）（計画提案を踏まえた都市計画の決定等を行ない場合にとるべき措置）

第二十一条の五 都道府県又は市町村は、計画

平成十四年四月二十六日 参議院会議録第二十一号 建築基準法等の一部を改正する法律案

るため、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域(以下「沿道再開発等促進区」という。)を都市計画に定めることができる。

一 現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれる区域であること。

二 土地の合理的かつ健全な高度利用を図る上で必要となる適正な配置及び規模の公共施設、都市計画法第四条第十四項に規定する公共施設をいう。以下同じ。)がない区域であること。

三 当該区域内の土地の高度利用を図ることが、当該都市の機能の増進に貢献することに規定する用途地域をいう。以下同じ。)

四 用途地域(都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域を除く。)が定められている区域であること。

第五条中第六項を削り、第五項を第八項として、同条第四項に次の一号を加える。

四 沿道再開発等促進区は、建築物及びその敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしいものとなるよう定めること。

第九条中第四項を第七項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4 沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画においては、第二項各号に掲げるものはか、当該沿道再開発等促進区に関し必要な次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一 土地利用に関する基本方針

二 道路、公園その他の政令で定める施設(都市計画施設及び沿道地区施設を除く。)の配置及び規模

5 沿道再開発等促進区を都市計画に定める際、当該沿道再開発等促進区について、当面建築物又はその敷地の整備と併せて整備され

るべき公共施設の整備に関する事業が行われる見込みがないときその他前項第二号に規定する施設の配置及び規模を定めることができない特別の事情があるときは、当該沿道再開発等促進区について同号に規定する施設の配置及び規模を定めることを要しない。

6 沿道地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、沿道地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

一 沿道地区施設の配置及び規模

二 建築物の沿道整備道路に係る間口率(建築物の沿道整備道路に面する部分の長さに対する割合をいう。以下同じ。)の最低限度が定められたものとし、同条第六項を削り、第五項を第八項として、同条第四項に次の一号を加える。

四 沿道再開発等促進区は、建築物及びその敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしいものとなるよう定めること。

第九条中第七項を第七項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4 沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画においては、第二項各号に掲げるものはか、当該沿道再開発等促進区に関し必要な次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一 土地利用に関する基本方針

二 道路、公園その他の政令で定める施設(都市計画施設及び沿道地区施設を除く。)の配置及び規模

5 沿道再開発等促進区を都市計画に定める際、当該沿道再開発等促進区について、当面建築物又はその敷地の整備と併せて整備され

を図るために必要であると認められるときは、前条第六項第二号の建築物の容積率の最高限度について次の各号に掲げるものごとに数値を区分し、第一号に掲げるものの数値を定めた後号に掲げるものの数値を超えるものとして定めるものとする。

一 当該沿道地区整備計画の区域の特性(沿道再開発等促進区にあっては、土地利用に関する基本方針に従つて土地利用が変化した後号に掲げるものの数値を超えるものとして定めるものとする。

二 当該沿道地区整備計画の区域内の公共施設の整備の状況に応じたもの

(区域を区分して建築物の容積を適正に配分する沿道地区整備計画)

三 沿道地区整備計画(沿道再開発等促進区におけるものを除く。以下この条において同じ。)においては、用途地域内の適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において建築物の容積を適正に配分することで当該沿道地区整備計画の区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るために必要なと認められるときは、当該沿道地区整備計画の区域を区分して第九条第六項第一号の建築物の容積率の最高限度を定めるものとする。この場合において、当該沿道地区整備計画の区域を区分して定められた建築物の容積率の最高限度の数値にそれぞれの数値の合計値に当該数値の定められた区域の面積を乗じて求められた区域の面積を乗じたものの合計値に当該数値の定められた区域の面積を乗じたものの合計値を超過してはならない。

四 沿道再開発等促進区における建築物の容積率の最高限度その他の建築物等に関する事項で政令で定めるもの

五 沿道地区整備計画においては、居住と居住以外の用途とを適正に配分することによって、当該沿道地区整備計画の区域の特性(沿道再開発等促進区にあっては、土地利用に関する基本方針に従つて土地利用が変化した後の区域の特性)に応じた合理的な土地利用の促進を図るために必要であると認められるときは、第九条第六項第二号の建築物の容積率の最高限度について次の各号に掲げるものごとに数値を区分し、第一号に掲げるものの数値を第一号に掲げるものの数値以上のものとして定めるものとする。

一 その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物に係るもの

二 その他の建築物に係るもの

(区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する沿道地区整備計画)

第九条の六 沿道地区整備計画においては、当該沿道地区整備計画の区域の特性(沿道再開発等促進区にあつては、土地利用に関する基本方針に従つて土地利用が変化した後の区域の特性)に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物を整備することが合理的な土地利用の促進を図るために必要であると認められるときは、壁面の位置の制限(道路都市計画において定められた計画道路及び第九条第四項第一号に規定する施設又は沿道地区施設である道路その他政令で定める施設を含む。)による壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)、壁面後退区域における工作物の設置の制限(当該壁面後退区域において連続的に有効な空地を確保するため必要なものを含むものに限る。)及び建築物の高さの最高限度を定めるものとする。

第十一条第一項中「区域」の下に「第九条第四項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められている沿道再開発等促進区又は」を加える。(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第五条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中〔第三十二条・第三十三条〕を〔第三十二条・第三十三条〕に改める。

第三十一条第三項中「建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さの敷地の当該特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合」を「建築物の特定地区防災施設に係る間口率(建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さの敷地の特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合をいう。)」、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率(延べ面積の敷地面積に對する割合)」と住居以外の用途とを適正に配分することが

対する割合をいう。以下同じ。」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合)」とし、「壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域」を「壁面後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域)」に、「壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域」を「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に、「壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域」を「壁面後退区域」に改め、同条第七項を削り、同条の次に次の三条を加える。

(建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備状況に応じたものとに区分して定める特定建築物地区整備計画等)

第三十二条の二 特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画においては、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るために必要であると認められるときは、前条第三項又は第四項第一号の建築物の容積率の最高限度について次の各号に掲げるものごとに数值を区分し、第一号に掲げるものの数値を第二号に掲げるものの数値を超えるものとして定めるものとする。

一 当該特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画の区域の特性に応じたもの

二 当該特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画の区域の特性に応じたもの

十九条第一項第五号の改正規定(「第二十八条第二項から第三項まで」の下に「第二十八条第二項を加える部分に限る。」は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定めることとする。)

二 この法律の施行前にこの法律による改正前の建築基準法(以下「旧建築基準法」という。)の規定によりされた許可、認定、申請等の処分又は手続は、それぞれこの法律による改正後の建築基準法(以下「新建築基準法」という。)の相前後の建築基準法(以下「旧建築基準法」という。)の規定によりされた処分又は手続とみなす。

三 この法律の施行の際現に旧建築基準法第五十条第一項の規定に基づき指定されている区域(区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する特定建築物地区整備計画等)

第三十二条の四 特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画においては、当該特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画の区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物を整備することが合理的な土地利用の促進を図るために必要であると認められるときは、壁面の位置の制限(道路都市計画に定められた計画道路及び地区防災施設又は地区施設である道路を含む。)による壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)及び建築物の高さの最高限度を定めるものとする。

一 当該特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画の区域の特性に応じたもの

二 当該特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画の区域の特性に応じたもの

三 旧建築基準法別表第四の二の項又は三の項に掲げる地域での法律の施行の際現に旧建築基準法第五十六条の二第一項の規定により条例で指定されている区域については、この法律の施行の日以後地方公共団体が新建築基準法第五十六条の二第一項の規定に基づき条例で新建築基準法別表第四の二の項又は三の項に掲げる平均地盤面からの高さを指定するまでの間は、当該平均地盤面からの高さが四メートルに指定されたものとみなす。

(地区計画等に関する都市計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の都市計画法(以下「旧都市計画法」という。)の規定により定められている住宅地高度利用地区計画又は第三条の規定による改正前の都市再開発法(以下「旧都市再開発法」という。)の規定により定められている再開発地区計

案」に改める。

(大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部改正)

第十二条 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和六十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「第十二条の四第一項第五号」に規定する」を第十二条の五第二項第三号に掲げるに改める。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第十三条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八条)第七条の八の二第一項の規定による再開発地区計画」を「都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画」に改める。

第四十条第一項第一号中「都市再開発法」の下に「(昭和四十四年法律第三十八号)」を加える。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正)

第十四条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項第二号中「第十二条の五第二項に規定する」を「第十二条の五第二項第三号に掲

げる」に改め、同項第三号及び第四号を削り、法律の一部を改正する法律案

案」に改め、「第十二条の四第一項第五号」を「第十二条の四第一項第三号」に、「第十二条第二項に規定する」を「第九条第二項第一号に掲げる」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とする。

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正)

第十六条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正)

第十七条 都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

(都市基盤整備公団法の一部改正)

第十八条 都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

(都市基盤整備公団法の一部改正)

第十九条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第十八条)都市再生特別措置法(平成十四年法律第二項第二号)の一部を次のように改正する。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第二十条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第十九条第一項第一号中「都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の八の二第二項第二号」を「同法第十二条の五第四項第二号」に改める。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第二十一条第一項第三号を次のように改める。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第十二条第一項中「第二条第三十六号」を「第二条第三十一号」に改める。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第十三条第一項中「第五十二条第四項」を「第五十二条第五項」に、「同条第一項第一号」を「同条第十三項第一号」に改める。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第十四条第一項中「第二条第三十六号」を「第二条第三十一号」に改める。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第十五条第一項中「第二条第三十六号」を「第二条第三十一号」に改める。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第十六条第一項中「第二条第三十六号」を「第二条第三十一号」に改める。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第十七条第一項中「第二条第三十六号」を「第二条第三十一号」に改める。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第十八条第一項中「第二条第三十六号」を「第二条第三十一号」に改める。

下に「(昭和四十四年法律第三十八号)」を加える。

同項第五号中「第十二条の四第一項第五号」を「第十二条の四第一項第三号」に、「第十二条第二項に規定する」を「第九条第二項第一号に掲げる」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とする。

審査報告書

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年四月二十五日

参議院議長 倉田 寛之殿

国土交通委員長 北澤 俊美

委員会の決定の理由

本法律案は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、特定建築物の範囲を拡大し、及び特別特定建築物の建築等について利用円滑化基準に適合することを義務付けるとともに、一定の基準に適合するとの認定を受けた特定建築物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等支援措置の拡大を行う等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、別に費用を要しない。

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、知的障害者、精神障害者、妊娠婦、けが人等建築物の利用上の制約を受ける恐れがある者について、設計上の配慮の必要性等の周知に努めること。

二、特別特定建築物の建築及び維持保全について

は、特に公共建築物の重要性にも留意し、利用円滑化基準に適合した建築物が普及するよう、義務付け対象となる特別特定建築物について条例による用途の追加、規模の引下げ等が可能である旨の周知徹底など必要な措置を講ずること。

三、利用円滑化基準及び利用円滑化誘導基準の策定に当たっては、高齢者、各種の障害を持つ関係者の意見を幅広く聴取し、その意向の的確な反映に努めること。

また、設計者等へのガイドラインを作成し、十分な周知に努めること。

三、利用円滑化基準及び維持保全については、高齢者、身体障害者等が当該特定建築物を円滑に利用することができるよう、適切な情報提供方法の周知など必要な措置を講ずること。

四、特定建築物の建築及び維持保全については、高齢者、身体障害者等が当該特定建築物を円滑に利用することができるよう、適切な設計方法の周知、利用者に対する情報の提供など必要な措置を講ずるよう努めること。

五、ホテル、旅館、病院、老人ホームなど、宿泊や治療、療養等の滞在型用に用いられる居室については、その一定の割合のバリアフリー対応が可能となるよう、適切な設計方法の周知、利用者に対する情報の提供など必要な措置を講ずるよう努めること。

六、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき市町村が重点整備地区の基本構想を策定する際には、特定建築物を含めた一体的なバリアフリーアクセスの推進が図られるよう、適切な助言等に努めること。

七、既存の特定建築物のバリアフリー対応の促進を図るため、改修方法等の技術的な助言に努めるとともに、認定建築物制度の活用等による積極的な支援に努めること。

八、本法の施行の状況については、施行後五年を目途に検討を加えるとともに、その結果に基づいて必要な見直しを行うよう努めること。

右決議する。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十四年三月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定建築物の建築等における義務等
(第三条—第五条)

第三章 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定(第六条—第十三条)

第四章 雜則(第十四条—第十八条)

第五章 罰則(第十九条—第二十二条)

附則

第一条中「高齢者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者を『高齢者、身体障害者等』」に改める。

第二条 特定建築物に係る措置等」を削る。

第二条を次のように改める。

(定義) 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 高齢者、身体障害者等 高齢者で日常生活

平成十四年四月二十六日 参議院会議録第一十一号 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案

又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生

活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。

二 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、

集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、

共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利

用する政令で定める建築物又はその部分をい

い、これらに附属する特定施設を含むものと

する。

三 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利

用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利

用する特定建築物で、高齢者、身体障害者等

等が円滑に利用できるようにすることが特に

必要なものとして政令で定めるものをいう。

四 特定施設 出入口、廊下、階段、昇降機、

便所、敷地内の通路その他の政令で定める施

設をいう。

五 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築

することをいう。

六 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特

別区の区域については当該市町村又は特別区

の長をいい、その他の市町村又は特別区の区

域については都道府県知事をいう。ただし、

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第一

九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一

項の規定により建築主事を置く市町村又は特

別区の区域内の政令で定める建築物について

は、都道府県知事とする。

第一条の次に次の章名を付する。

第二章 特定建築物の建築等における義務

第三条を次のように改める。

(特別特定建築物の建築等における基準適合義務等)

第三条 特別特定建築物の政令で定める規模以上

の建築(用途の変更をして特別特定建築物にす

ることを含む。以下この条において同じ。)をし

ようとする者は、当該特別特定建築物を、高齢

者、身体障害者等が円滑に利用できるようにす

るために必要な政令で定める特定施設の構造及

び配置に関する基準(以下「利用円滑化基準」と

いう。)に適合させなければならない。当該建築

をした特別特定建築物の維持保全をする者に対し、

特別特定建築物の利用円滑化基準(前条第二項の

所管行政庁は、前二項に、「特定建築主に対し、特

定建築物の設計及び施工に係る事項」を特別特定

建築物の建築若しくは維持保全をする者に対し、

きことを要請しなければならない。

第四条第三項中「都道府県知事は、前項」を「所

管行政庁は、前二項に、「特定建築主に対し、特

定建築物の設計及び施工に係る事項」を特別特定

建築物の建築若しくは維持保全をする者に対し、

特別特定建築物の利用円滑化基準(前条第二項の

所管行政庁は、前二項に、「特定建築主に対し、特

定建築物の設計及び施工に係る事項」を特別特定

建築物の建築若しくは維持保全をする者に対し、

「有効」に改め

同条を第十五条规定とする。

「第三章 雜則」を削る。

第二十一条第一項中「第七条」を「第十条」に改め、同条を

六に付加した事項を含む。次条において同じ。)

第二十二条第一項中「特定建築物若しくはその

建築物の建築若しくは維持保全をする者に対し、

特別特定建築物の利用円滑化基準(前条第二項の

所管行政庁は、前二項に、「特定建築主に対し、特

定建築物の設計及び施工に係る事項」を特別特定

建築物の建築若しくは維持保全をする者に対し、

特別特定建築物の利用円滑化基準(前条第二項の

所管行政庁は、前二項に、「特定建築主に対し、特

定建築物の

規格

により

前項

の規

定

を

付

する。

第十一条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「同法」を「建築基準法」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「同法」を「建築基準法」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「同法」を「建築基準法」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「同法」を「建築基準法」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「同法」を「建築基準法」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「同法」を「建築基準法」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「同法」を「建築基準法」に改め、同条を第十四条とする。

「有効」に改め

同条を第十五条规定とする。

「第三章 雜則」を削る。

第二十一条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十二条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十三条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十四条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十五条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十六条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十七条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十八条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十九条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十九条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

「有効」に改め

同条を第十五条规定とする。

「第三章 雜則」を削る。

第二十一条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十二条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十三条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十四条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十五条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十六条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十七条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十八条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十九条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十九条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

「有効」に改め

同条を第十五条规定とする。

「第三章 雜則」を削る。

第二十一条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十二条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十三条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十四条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十五条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十六条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十七条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十八条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十九条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第二十九条第一項中「特定行政庁」を「所管行政庁」に改め、同条を第十四条とする。

第四章 雜則

第九条中「都道府県知事」を「所管行政庁」に改め、同条を第十二条とする。

第八条中「都道府県知事」を「所管行政庁」に、「建築等」を「建築等」に改め、同条を第十二条とする。

第七条中「都道府県知事」を「所管行政庁」に、「計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る特定建築物(以下「認定建築物」という。)の建築」を「認定建築物の建築等」に改め、同条を第十条とする。

第六条第一項中「都道府県知事」を「所管行政庁」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(認定建築物の容積率の特例)

第八条 建築基準法第五十一条第一項、第二項、第六項、第十一項及び第十三項、第五十二条の二第三項第二号、第五十二条の三第三項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第六項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五(第一号イを除く。)、第六十八条の五の二第一項(第一号ロを除く。)、第六十八条の四第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率(同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第一項及び第五项に定めるもののはか、計画の認定を受けた計画(第七条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第十二条において同じ。)に係る特

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(以下「新法」という。)第三条第一項の政令で定める規模(同条第二項の条例で別に定める規模を含む。)以上の建築(第三項において単に「建築」という。又は修繕若しくは模様替の工事中の特別特定建築物(同条第二項の条例で定める特定建築物を含む。第三項において同じ。)については、同条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第三条 第二項の規定は、適用しない。

第四条 第二項の規定は、適用しない。

第五条 特定建築物の建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下同じ。)をしようとする者(第三条第一項前段又は第二項の規定が適用される者を除く。)は、当該特定建築物等に、「都道府県知事」を「所管行政庁」に改め、同条第二項第三号中「特定建築物に設ける」を「計画に係る」に改め、同項第四号中「の建築」を「の建築等」に改め、同条第三項を次のよう改める。

第六条 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合する

と認めるときは、認定(以下「計画の認定」という。)をことができる。

第七条 前項第三号に掲げる事項が、利用円滑化基準を超えて、かつ、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき

国土交通省令で定める特定施設の構造及び配置に関する基準(以下「利用円滑化誘導基準」という。)に適合すること。

第八条 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

第九条 認定事業者は、認定建築物の建築等をしたときは、当該認定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該認定建築物が計画の認定を受けている旨の表示を付すことができる。

第十条 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等してはならない。

第十一条 第二項の規定は、申請に係る特定建築物の建築等における努力義務等)。

第十二条 特定建築物の建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下同じ。)をしようとする者(第三条第一項前段又は第二項の規定が適用される者を除く。)は、当該特定建築物等に、「都道府県知事」を「所管行政庁」に改め、同条第二項第三号中「特定建築物に設ける」を「計画に係る」に改め、同項第四号中「の建築」を「の建築等」に改め、同条第三項を次のよう改める。

第十三条 所管行政庁は、特定建築物の特定施設の修繕又は模様替をして特定建築物にすることを含む。以下同じ。)をしようとする者(第三条第一項後段又は第二項の規定が適用される者を除く。)は、当該特定施設を利用円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十四条 特定建築物の特定施設の修繕又は模様替をして特定建築物にすることを含む。以下同じ。)をした特別特定建築物については、同

一項に規定する特別特定建築物についても、同項に規定する工事が完了した後に建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。)をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

第十五条 新法第六条及び第七条の規定は、この法律の施行後に新法第六条第一項又は第七条第一項の規定により申請があつた認定の手続について適用し、この法律の施行前にこの法律による改正

前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(以下「旧法」という。)第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があつた認定の手続について

は、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行前にされた旧法第五条第三項又は第六条第一項の規定による認定及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

附則 (施行期日)

第三章 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

合における認定は、新法第六条第三項又は第七条第一項の規定によりされた認定とみなす。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお前の例による。

(地方税法一部改正)

第三条 地方税法昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条の四第七項中「第六条第一項」

を「第七条第一項」に、「第七条を「第八条」に、「第五条第三項」を「第八条第三項」に、「第一条」

を「第一条第四号」に改める。

「第五条第三項」を「第八条第三項」に、「第一条」

を「第一条第四号」に改める。

独立行政法人造幣局法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十四年四月二十五日

財政金融委員長 山下八洲夫

参議院議長 倉田 寛之殿

審査報告書

独立行政法人造幣局法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十四年四月二十五日

財政金融委員長 山下八洲夫

参議院議長 倉田 寛之殿

審査報告書

独立行政法人造幣局法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十四年四月二十五日

財政金融委員長 山下八洲夫

参議院議長 倉田 寛之殿

審査報告書

独立行政法人造幣局法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十四年四月二十五日

財政金融委員長 山下八洲夫

参議院議長 倉田 寛之殿

審査報告書

独立行政法人造幣局法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十四年四月二十五日

財政金融委員長 山下八洲夫

参議院議長 倉田 寛之殿

審査報告書

独立行政法人造幣局法案	
独立行政法人造幣局法	
第一章 総則(第一条~第六条)	目次
第二章 役員(第七条~第十条)	第一章 総則(第一章)
第三章 業務等(第十一条~第十七条)	第二章 役員(第二章)
第四章 雜則(第十八条~第二十二条)	第三章 業務等(第三章)
第五章 罰則(第二十二条)	第四章 雜則(第四章)
附則	第五章 罰則(第五章)
第一章 総則	第六章 貨幣回収準備資金(第六章)

規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、造幣局に追加して出資することができる。

3 造幣局は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

(役員)

第七条 造幣局に、役員として、その長である理事長及び監事一人を置く。

2 造幣局に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して造幣局の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、監事とする。

(役員の任期)

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行つた監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第九条 役員の任期は、二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

(特定独立行政法人)

2 造幣局の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人造幣局法第十条第一項」とする。

(貨幣の製造)

第十二条 造幣局は、前条第一項第一号の業務(貨幣の製造に限る。以下同じ。)について、財務大臣の定める製造計画に従つて行わなければならない。

(通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認)

第十三条 造幣局は、貨幣の偽造を防止するため

一 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと。

二 貨幣回収準備資金に関する法律(平成十四年法律第二十一条)第一条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。

三 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。

四 紫色、青色、銀色、銀色の記章及び極印の製造を行うこと。

五 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。

六 貨幣の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。

七 前各号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。造幣局は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるもの(以下この号において「外国政府等」という)の委託を受けて、当該外国政府等の貨幣の製造、販売及び鋳つぶし、勅印その他の金属工芸品及び極印の製造並びに貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。

二 前号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

三 第二章 役員

第七条 造幣局に、役員として、その長である理事長及び監事一人を置く。

2 造幣局に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して造幣局の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、監事とする。

(役員の任期)

第九条 役員の任期は、二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

(特定独立行政法人)

2 造幣局の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人造幣局法第十条第一項」とする。

(貨幣の製造)

第十二条 造幣局は、前条第一項第一号の業務(貨幣の製造に限る。以下同じ。)について、財務大臣の定める製造計画に従つて行わなければならない。

(通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認)

第十三条 造幣局は、貨幣の偽造を防止するため

の製造の方法に関する技術(以下「偽造防止技術」という。)に係る事項その他の第十一條第一項第一号及び第七号の業務(同号の業務にあっては、同項第一号の業務に係るものに限る。次条及び第十九條第一項において同じ。)の実施に関する事項であつて通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

為造防止技術に係る秘密の管理

第十四条 造幣局は、第十一條第一項第一号及び第七号の業務を行うに当たっては、偽造防止技術に係る秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

積立金の処分

第十五條 造幣局は、通則法第一十九条第二項の規定に依る中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理(以下この項において「整理」という。)を行つた後、同条第一項の規定により積立金(以下この条において「積立金」という。)がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を

國庫に納付しな

の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額（当該期間の最後の事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合にはその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた金額がある場合にあってはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき その超える額に相当する金額

造幣局は、前項各号別記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫に納付しなければならない額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができ。

3 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評議委員会の意見を聴かなければならぬ。

4 造幣局の最初の中期目標の期間については、第一項第一号中「なかつたとき」とあるのは、「なかつたとき又は当該期間が最初の中期目標の期間であるとき」とする。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び独立行政法人造幣局債券）

第十六条 造幣局は、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人造幣局債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

2 財務大臣は、前項の規定による債券の債権者は、造幣局の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 第一項の規定による債券の債権者は、造幣局の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 造幣局は、財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十一年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるものほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第十七条 造幣局は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立て、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬい。

第四四章 雜則

(中期目標の期間の終了時の検討に当たっての配慮)

第十八条 財務大臣は、通則法第三十五条第一項の規定による検討を行つては、貨幣の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に配慮するものとする。

(緊急の必要がある場合の財務大臣の要請)

第十九条 財務大臣は、貨幣の偽造に対処するため必要があると認めるときその他貨幣の適切か

つ確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、造幣局に対し、第十一条第一項第一号、第三号及び第七号の業務に関する必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

2 造幣局は、前項の規定による財務大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十条 造幣局に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十一条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の規定は、造幣局の役員及び職員には適用しない。

第五章 罰則

第二十二条 次の各号の一いずれかに該当する場合には、その違反行為をした造幣局の役員は、一十万円以下の過料に処する。

一)この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

附 則

(施行期日)

(職員の引継ぎ等)

第二条 造幣局の成立の際現に財務省造幣局の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、造幣局の成立の日において、造幣局の相当の職員となるものとする。

4 前項に規定する財産の価額は、造幣局の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項

(恩給負担金の取扱い)

第七条 この法律の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で從前の造幣局特別会計が引き続き存続するものとした場合において造幣局特別会計において負担すべきこととなるものについては、造幣局が造幣局特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

みなしして、国労法第六章の規定を適用する。
（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充
てるための特別会計からする一般会計への繰入
れに関する法律の一部改正）

第十条 退職職員に支給する退職手当支給の財源
に充てるための特別会計からする一般会計への
繰入れに関する法律の一部を次のように改正す
る。

第一条 中「造幣局特別会計」を削り、「自動
車損害賠償責任再保険特別会計」を「自動車損害
賠償保障事業特別会計」に改める。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充
てるための特別会計からする一般会計への繰入
れに関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 前条の規定による改正前の繰入法第二条の規定により一般会計において造幣局特別会計から受け入れた金額の過不足額の調整について

ては、造幣局を造幣局特別会計とみなして、繩入法第三条の規定を適用する。

2 造幣局はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職した政府の職員で失業しているものに対し施行日以後に支給される国家賃

公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額は

で従前の造幣局特別会計が引き続き存続するものとした場合において造幣局特別会計において

負担すべきこととなるものを、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。この場合において、国庫に納付した金額の過不

足額の調整については、繰入法第三条の規定を準用する。
(監理法(一部改正))

第十一條 金管理法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

(第三条第一項ただし書を削る。
国家公務員共済組合法の一部改正)
第十三条 国家公務員共済組合法(昭和三十二年

第四条 造幣局の成立の際現に國が有する権利及び義務のうち、財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第十一条第一項に規定する財務省造幣局の事務に係るもので政令で定めるものは、²前項の規定により造幣局が國の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産(政令で定める物品を除く。)の価額の合計額から承継される義務に係る

法律第百一十八条号の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号を次のように改める。

三 財務省 印刷局に属する職員

第八条第一項中「造幣局長」を削る。

第九十九条第一項第一号及び第三号中「国」を

「国又は独立行政法人造幣局」に改め、同条第三

項中「国は」を「国又は独立行政法人造幣局は、

政令で定めるところにより」に改める。

第一百一条第三項中「国」を「国又は独立行政法

人造幣局に改める。

第一百一十四条の二第一項及び第一百一十五条中「並びに」を「及び」に改める。

附則第二十条の二第一項中「並びに國」を「及

び國」に、「並びに」を「及び」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(第三項において「改正前国共済法」という)第三条第二項第三号の規定により設けられた組合(次項及び次条において「旧組合」という。)は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により財務省に属する職員をもって組織された組合(次条において「財務省共済組合」という。)が承継する。

2 旧組合の平成十四年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、別段の定めがあるもののほか、この法律若しくは前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法又はこれらに基づく命令中の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。第十五条 施行日の前日に旧組合の組合員であつた者施行日に財務省共済組合の組合員の資格を取得した者に限る。以下の条において「更

新組合員」という。)は財務省共済組合の組合員であつた者と、旧組合の組合員であつた期間(次に掲げる期間を除く。)は財務省共済組合の組合員であった期間とみなす。

一 国家公務員共済組合法附則第十三条の十の組合員であつた者に属する事項についてその届出がされていない場合には、施行日

規定期間による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第百五号)第四号に

おいて「昭和六十一年国共済改正法」という。)第

一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

三 おいて「昭和六十一年国共済改正法」という。)第

一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

4 退職の日が施行日前である旧組合の組合員

(国家公務員共済組合法第百一十四条の二第一項及び

同項に規定する継続長期組合員を除く。次項において同じ。)であつた者に対し同法第五十九条、

第六十六条第三項又は第六十七条(第一項及び

第二項を除く。)の規定が適用されるものとした

ならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、

同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

5 施行日前に旧組合の組合員が退職し、かつ、

施行日以後に出産し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法第六十一条第二項、

第六十四条又は第六十七条第二項の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により

支給される給付を受けることができるときは、

これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

6 施行日前に国家公務員共済組合法第百条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、同条の規定により財務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

7 施行日の前日において国家公務員共済組合法第百二十四条の二第一項の規定により旧組合の組合員であるものとされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き続

き同項に規定する公庫等の職員となるため退職したものについては、財務省共済組合を同項に規定する転出の際に所属していた組合とみなす。

3 施行日前に国家公務員共済組合法第五十三条第一項(第二号を除く。)の規定により更新組合員が旧組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていない場合には、施行日

規定期間により旧組合の組合員であるものとみなされている者及び同日において旧組合の組合員であつた者で同日に退職し、同法第百一十六条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定により旧組合の組合員であるものとみなされている者及び同日において旧組合の組合員であつた者で同日に退職し、同法第百一十六条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定により申出を同日に旧組合に行ったものについて

以後は、同項の規定により当該更新組合員が財務省共済組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。

4 退職の日が施行日前である旧組合の組合員

(国家公務員共済組合法第百一十四条の二第一項及び

同項に規定する継続長期組合員を除く。次項において同じ。)であつた者に対し同法第五十九条、

第六十六条第三項又は第六十七条(第一項及び

第二項を除く。)の規定が適用されるものとした

ならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、

同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

5 施行日前に旧組合の組合員が退職し、かつ、

施行日以後に出産し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法第六十一条第二項、

第六十四条又は第六十七条第二項の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により

支給される給付を受けることができるときは、

これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

6 施行日前に国家公務員共済組合法第百条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、同条の規定により財務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

7 施行日の前日において国家公務員共済組合法第百二十四条の二第一項の規定により旧組合の組合員であるものとされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き

続き同項に規定する公庫等の職員となるため退職したものについては、財務省共済組合を同項に規定する転出の際に所属していた組合とみなす。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施

行法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 施行日以後の月分の国家公務員共済組

一　國家公務員共済組合法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎と

二　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二百五号)。第四号に付

おいて「昭和六十年国共済改正法」という。第三条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

4 以後は、同項の規定により当該更新組合員が財務省共済組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。

退職の日が施行日前である旧組合の組合員（国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を除く。次項において同じ）であつた者に対し同法第五十九条、第六十六条第三項又は第六十七条第一項及び第二項を除く。の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けられることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組

なされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に退職し、同法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出を同日に旧組合に行つたものについては、財務省共済組合を同法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出に係る組合とみなして、同法第二百二十六条の五又は附則第十二条の規定を適用する。

施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項の規定による申出を旧組合にすることができる者で、施行日前に当該申出をしていないものについては、財務省共済組合を同項の規定による申出に係る組合とみなす。

合法の長期給付に関する施行法第三条の「第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で従前の印刷局特別会計が引き続き存続するものとした場合において印刷局特別会計において負担すべきこととなるものについては、印刷局が負担する。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十一条第一項中「国又は独立行政法

三　國家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)附則第一条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十二年法律第百三十四号)第六十一条の三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

5 合が支給する。
施行日前に旧組合の組合員が退職し、かつ、
施行日以後に出産し、又は死亡した場合において、國家公務員共済組合法第六十一条第二項、
第六十四条又は第六十七条第一項の規定が適用
されるものとしたならば、これらの規定により
支給される給付を受けることができるときは、
これらの給付は、同法の規定の例によるものと
し、財務省共済組合が支給する。

て、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「当該組合」とあるのは、「当該組合（独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第号）の施行前の期間については、その者の所属していた同法附則第十五条第一項に規定する旧組合」とする。」とする。

第十七条 この法律の施行前にした附則第十四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定に違反する行為に対する罰則の適用について、

人造幣局」を「国等(共済法第九十九条第三項に規定する国等をいう。以下この条及び附則第六十四条第四号において同じ。)」に、「共済法第九十九条第三項」を「同項」に改め、同条第二項及び第三項中「国又は独立行政法人人造幣局」を「国等」に改める。

附則第六十四条第四号中「国又は独立行政法人人造幣局」を「国等」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一

なつた期間

5 合が支給する。
施行日前に旧組合の組合員が退職し、かつ、
施行日以後に出産し、又は死亡した場合において、
第六十四条又は第六十七条第一項の規定が適用
されるものとしたならば、これらの規定により
支給される給付を受けることができるときは、
これらの給付は、同法の規定の例によるものと
し、財務省共済組合が支給する。
施行日前に国家公務員共済組合法第百条の二
の規定により更新組合員が旧組合にした申出
は、同条の規定により財務省共済組合にした申
出とみなして、同条の規定を適用する。

て、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「当該組合」とあるのは、「当該組合（独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第号）の施行前の期間については、その者の所属していた同法附則第十五条第一項に規定する旧組合とする。）」とする。

第十七条 この法律の施行前にした附則第十四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第十八条 国家公務員共済組合法の長期給付に關

人造幣局」を「国等(共済法第九十九条第三項に規定する国等をいう。以下この条及び附則第六十四条第四号において同じ。)」「共済法第九十九条第三項」を「同項」に改め、同条第二項及び第三項中「国又は独立行政法人人造幣局」を「国等」に改める。

附則第六十四条第四号中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

四十二条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における更新組合員の同条第一項に規定する標準報酬は、当該更新組合員の属する財務省共済組合が

5 合が支給する。

施行日前に旧組合の組合員が退職し、かつ、
施行日以後に出産し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法第百一一条第二項、
第六十四条又は第六十七条第一項の規定が適用
されるものとしたならば、これらの規定により
支給される給付を受けることができるときは、
これらの給付は、同法の規定の例によるものと
し、財務省共済組合が支給する。

6 施行日前に国家公務員共済組合法第百条の二
の規定により更新組合員が旧組合にした申出
は、同条の規定により財務省共済組合にした申
出とみなして、同条の規定を適用する。

7 施行日の前日において国家公務員共済組合法
第二百二十四条の二第一項の規定により旧組合の
組合員であるものとされていた者及び同日において
旧組合の組合員であった者で同日に任命権
者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き

て、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「当該組合」とあるのは、「当該組合（独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第号）の施行前の期間については、その所屬していた同法附則第十五条第一項に規定する旧組合とする。）」とする。

第十七条 この法律の施行前にした附則第十四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第十八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百一十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「独立行政人造幣局」の下に「若しくは独立行政法人国立印刷局（第五十一条第一項において「国等」という。）」を加え

人造幣局」を「国等(共済法第九十九条第三項に規定する国等)をいう。以下この条及び附則第六十四条第四号において同じ。」に、「共済法第九十九条第三項」を「同項」に改め、同条第二項及び第三項中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。

附則第六十四条第四号中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五十四条第一項第一号中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等(同項に規定する国等)をいう。第三項第一号において同じ。」に改め、同条第三項第一号中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。

3 同条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した同条第一項に規定する標準報酬とみなす。

5 令が支給する。

6 施行日前に旧組合の組合員が退職し、かつ、施行日以後に出産し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十四条又は第六十七条第一項の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

7 施行日前に国家公務員共済組合法第百条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、同条の規定により財務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

施行日の前日において国家公務員共済組合法第二十四条の二第一項の規定により旧組合の組合員であるものとされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き続き同項に規定する公庫等職員となるため退職したものについては、財務省共済組合を同項に規定する転出の際に所属していた組合とみなし、同条の規定を適用する。

て、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「当該組合」とあるのは、「当該組合（独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第号）の施行前の期間については、その者の所属していた同法附則第十五条第一項に規定する旧組合とする。）」とする。

第十七条 この法律の施行前にした附則第十四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第十八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百一十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「独立行政人造幣局」の下に「若しくは独立行政法人国立印刷局（第五十四条第一項において「国等」という。）」を加える。

第十九条第一項及び第五十四条第一項中「国又は独立行政人造幣局」を「国等」に改める。

人造幣局」を「国等(共済法第九十九条第三項に規定する国等をいう。以下この条及び附則第六十四条第四号において同じ。)」に「共済法第九十九条第三項」を「同項」に改め、同条第二項及び第三項中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。

附則第六十四条第四号中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五十四条第一項第一号中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等(同項に規定する国等をいう。第三項第一号において同じ。)」に改め、同条第三項第一号中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十二条 附則第一条から第四条まで、第六条、第七条、第十一条、第十二条、第十五条から第十七条まで及び第十九条に定めるもののほか

第一項(第一号を除く。)の規定により更新組合員が旧組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていない場合には、施行日

5 合が支給する。

施行日前に旧組合の組合員が退職し、かつ、施行日以後に出産し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十四条又は第六十七条第一項の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

6 施行日前に国家公務員共済組合法第百条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、同条の規定により財務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

7 施行日の前日において国家公務員共済組合法第一百二十四条の二第一項の規定により旧組合の組合員であるものとされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き続き同項に規定する公庫等職員となるため退職したものについては、財務省共済組合を同項に規定する転出の際に所属していた組合とみなして、同条の規定を適用する。

8 施行日の前日において国家公務員共済組合法第一百二十六条の五第一項又は附則第十二条第二項の規定により旧組合の組合員であるものとみなして、同条の規定を適用する。

第十九条 施行日以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第十八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百一十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の一第一項中「独立行政法人造幣局」の下に「若しくは独立行政法人国立印刷局（第五十四条第一項において「国等」という。）」を加える。

第二十九条第一項及び第五十四条第一項中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。

（同条の規定を適用する。この場合において、同項中「当該組合」とあるのは、「当該組合（独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第二号）の施行前の期間については、その所属していた同法附則第十五条第一項に規定する旧組合とする。）」とする。）

第十七条 この法律の施行前にした附則第十四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

人造幣局」を「国等(共済法第九十九条第三項に規定する国等)をいう。以下この条及び附則第六十四条第四号において同じ。」に、「共済法第九十九条第三項」を「同項」に改め、同条第二項及び第三項中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。

附則第六十四条第四号中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のよう改正する。

附則第五十四条第一項第一号中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等(同項に規定する国等)をいう。第三項第一号において同じ。」に改め、同条第三項第一号中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十二条 附則第一条から第四条まで、第六条、第七条、第十一条、第十二条、第十五条から第十七条まで及び第十九条に定めるもののはか、印刷局の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(内閣府設置法の一部改正)
第二十三条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三十九号中「の編集及び印刷」及び「の指揮監督」を削る。
(財務省設置法の一部改正)

第十四条 財務省設置法の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 特別の機関(第九条 第十一

条)」を「第三節 削除」に改める。

第三条中「並びに印刷事業の健全な運営」を削る。

第四条第三十六条号中「紙幣類似証券」の下に「及び人紙製造」を加え、同条第三十七号中の種類、様式及び製造発行計画を定めること」を「に関する」と改め、同条第六八三号を次のように改める。

六十三 削除
第三章第三節を次のように改める。

第九条から第十一条まで 削除
第二十五条 削除

第九条 第三節 削除
第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

審査報告書
貨幣回収準備資金に関する法律案

右は多數をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年四月二十五日

財政金融委員長 山下八洲夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政府における貨幣の発行、引換に及ぼす回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資するため、一般会計に貨幣回収準備資金を設置しようとするものであ

り、おむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

貨幣回収準備資金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月二十六日

参議院議長 井上 栄殿

衆議院議長 締貫 民輔

貨幣回収準備資金に関する法律案

(目的)
貨幣回収準備資金に関する法律案

第一条 この法律は、貨幣回収準備資金を設置し、政府による貨幣の発行、引換及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的とする。

(資金の設置)

第二条 この法律の目的を達成するため、貨幣回収準備資金(以下「資金」という。)を設置する。

(資金の所属及び管理)

第三条 資金は、一般会計の所属とし、財務大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

2 財務大臣は、政令で定めるところにより、資金の管理に関する事務を所属の職員に委任することができる。

(資金の構成)

第四条 資金は、独立行政法人造幣局法(平成十一年法律第号)附則第六条第四項の規定によりこの資金に帰属することとされた現金及び地金、次条の規定により編入する金額、第六条第三項に規定する利益金をもって充てる。

(資金への編入)
第五条 製造済の貨幣で政府の発行に係るものとの面額の合計額に相当する金額は、資金に編入

しなければならない。

(引換貨幣及び回収貨幣の価額の減額及び削除)

り、独立行政法人造幣局に、資金に属する地金の保管を行わせることができる。

第六条 每会計年度末における資金の額が第六条及び回収貨幣の価額は、地金の時価による。

(資金への繰入れ)

前項の規定により資金に編入した際の引換貨幣及び回収貨幣の価額は、地金の時価による。

第六条 每会計年度末における資金の額が第六条に規定する政令で定める額を超えるときは、その超える額に相当する金額を資金から当該年度の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

(資金の増減及び現在額計算書)

第十二条 每会計年度、政令で定めるところにより、資金の増減及び現在額の計算書を作成しなければならない。

(資金の増減及び現在額計算書)

第十三条 財務大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、資金の増減及び現在額の計算書を作成しなければならない。

(資金の増減及び現在額計算書)

第十四条 財務大臣は、財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、前項の計算書を添付しなければならない。

(資金の増減及び現在額計算書)

第十五条 財務大臣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、第一項の計算書を添付しなければならない。

(資金の増減及び現在額計算書)

第十六条 財務大臣は、財政法第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、第一項の計算書を添付しなければならない。

(資金の増減及び現在額計算書)

第十七条 資金に属する現金は、貨幣の引換又は回収に充てるほか、予算の定めるところにより、貨幣の製造及び鋳つぶし、地金の保管その他貨幣に対する信頼の維持に要する経費の財源に充てるため、使用することができる。

2 資金に属する地金(引換貨幣及び回収貨幣を含む。第九条第二項及び第十条において同じ。)

は、財務大臣の定めるところにより、貨幣の製造に要する地金として独立行政法人造幣局に交付することができる。

(資金の経理)

第八条 資金の受払いは、歳入歳出外とし、その経理に関する手続は、財務省令で定める。

(資金の預託等)

第九条 資金に属する現金は、財政融資資金に預託することができます。

2 資金に属する地金は、資金に属する現金に不足した場合その他必要がある場合には、財務大臣の定めるところにより、売り払うことができる。

3 前二項の規定による運用又は売払いにより生じた利益金は、資金に編入するものとする。

一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第三十五号」の下に「、第

二十六号」を加え、第五号を削り、第六号を第

(地金の保管)

第十一条 財務大臣は、法令の定めるところによ

り、独立行政法人造幣局に、資金に属する地金の保管を行わせることができる。

(引換貨幣及び回収貨幣の価額の減額及び削除)

り質し、又は滅失したときは、その価額を減額し、又は削除するものとする。

(一般会計への繰入れ)

前項の規定により資金に編入した際の引換貨

幣及び回収貨幣の価額は、地金の時価による。

第六条 每会計年度末における資金の額が第六

条に規定する政令で定める額を超えるときは、

その超える額に相当する金額を資金から当該年

度の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

(資金の増減及び現在額計算書)

第十二条 每会計年度、政令で定めるところによ

り、資金の増減及び現在額の計算書を作成しなければならない。

(資金の増減及び現在額計算書)

第十三条 財務大臣は、財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、前項の計算書を添付しなければならない。

(資金の増減及び現在額計算書)

第十四条 財務大臣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、第一項の計算書を添付しなければならない。

(資金の増減及び現在額計算書)

第十五条 財務大臣は、財政法第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、第一項の計算書を添付しなければならない。

(資金の増減及び現在額計算書)

第十六条 財務大臣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、第一項の計算書を添付しなければならない。

(資金の増減及び現在額計算書)

第十七条 財務大臣は、財政法第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、第一項の計算書を添付しなければならない。

(資金の増減及び現在額計算書)

第十八条 財務大臣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、第一項の計算書を添付しなければならない。

(資金の増減及び現在額計算書)

第十九条 財務大臣は、財政法第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、第一項の計算書を添付しなければならない。

(資金の増減及び現在額計算書)

官 報 (号 外)

五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

投票者氏名

贊成者氏名

投票者氏名

中曾根弘文君	月原啓雄君	谷川秀善君	竹山裕君	田村公平君	斎藤孝雄君	近藤十郎君	後藤博子君	小糸敏文君	河本英典君	金田勝年君	久世公堯君	沓掛哲男君	太田豊秋君	岩井上杉君	市川魚住君	大仁田尾辻秀久君	有村國臣君	阿南正吾君	愛知治郎君
--------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----------	-------	-------	-------

正俊君
阿部 青木 有馬 朗人君
岩永 泉 入澤 信也君
大島 小野 上野 岩永
久野 清子君
龜井 柏村 公成君
木村 加納 浩美君
鴻池 小林 加治屋 肇君
斎藤 国井 船岡 義人君
佐々木 知子君
鈴木 滋宣君
清水 嘉与子君
伊達 政二君
田浦 直君
段本 武見
中原 常田
中島 真人君
爽君
幸男君
詳君
敬三君
忠一君
政二君
直君

野沢	太三	三君	仲道	俊哉君
西銘順志郎君	南野知恵子君	保坂	三藏君	
		松谷蒼一郎君		福島啓史郎君
		三浦	一水君	
		松村	龍二君	
		森山	秀樹君	
		山内	次夫君	
		山崎	裕君	
		山本	俊夫君	
		吉村剛太郎君		
		浅尾慶一郎君		
		伊藤基隆君		
		今泉昭君		
		海野徹君		
		江本孟紀君		
		小川敏夫君		
		岡崎トミ子君		
		神本恵子君		
		木俣佳丈君		
		郡司彰君		
藤井俊男君	高嶋良充君	小宮山洋子君	佐藤泰介君	角田義一君
平田健二君	谷景子君	佐藤雄平君	樺葉賀津也君	直嶋正行君
藤井俊男君	千葉	佐藤		

西田	吉宏君	野間	橋本
野上浩太郎君	越智君	聖子君	林
藤井	森下	芳正君	真鍋
溝手	森元	基之君	松田
松山	矢野	賢一君	藤井
山崎	山下	岩夫君	橋本
池口	吉田	顯正君	野間
脇日	恒雄君	博之君	越智君
江田	哲朗君	政司君	聖子君
大塚	英利君	司君	芳正君
岩本	雅史君	君	賢一君
勝木	俊弘君	修次君	基之君
小林	耕平君	司君	賢一君
川橋	勝也君	君	芳正君
北澤	健司君	君	聖子君
鈴木	元君	君	賢一君
齋藤	東君	君	芳正君
佐藤	道夫君	君	賢一君
高橋	勁君	君	聖子君
内藤	寛君	君	賢一君
長谷川	千秋君	君	芳正君
広中和歌子君	正昭君	君	賢一君
正司君	マリエ君	君	聖子君
藤原	正光君	君	芳正君

堀峰崎 松井 峰崎
柳田 山本 山本
若林 荒木 風間
白浜 福本 森本 福本
遠山 濱四津敏子君 潤一君 晃司君
清寛君 聖弘君 一良君 保君
直樹君 稔君 朝君 秀樹君
孝史君 稔君 仁君
利和君 孝治君

本良君より子君
笠瀬進君
山下八洲夫君
和田ひろ子君
魚住裕一郎君
木庭健太郎君
高野博師君
鶴岡洋君
浜田卓二郎君
日笠勝之君
松あきら君
山口那津男君
山本香苗君
渡辺孝男君
井上美代君
市田忠義君
緒方靖夫君
紙智子君
小泉君枝君
富樫親司君
煙野三君
林紀子君
宮岳志君
吉川春子君
田名部匡省君
高橋紀世子君
西川きよし君
平野達男君
大脳雅子君
田嶋陽子君
潤上眞雄君
素夫君
本岡昭次君

名	中小企業退職金制度 内閣提出、衆議院審査会
阿南	一成君
愛知	治郎君
荒井	正吾君
有村	治子君
市川	一朗君
岩井	國臣君
上野	公成君
岩永	浩美君
小野	清子君
大島	慶久君
木村	郁夫君
龜井	仁君
久野	恒一君
柏村	武昭君
大野つや子君	大野つや子君
加治屋義人君	加治屋義人君
加納	時男君
小林	祥暉君
鴻池	滋富君
佐々木知子君	佐々木知子君
斎藤	正幸君
木村	國井
田浦	久野
鈴木	木村
段本	小林
武見	鴻池
伊達	佐々木知子君
田浦	斎藤
政二君	佐々木知子君
政二君	斎藤
忠一君	佐々木知子君
直君	佐々木知子君
幸男君	佐々木知子君
享詳君	佐々木知子君
真人君	佐々木知子君
西田	吉宏君
中原	吉宏君
中島	吉宏君
常田	吉宏君
野上告太郎君	吉宏君

○名
の一部を改正す

平成十四年四月二十六日

參議院會議錄第一十一号 投票者氏名

南野知恵子君

築瀬 進君

柳田 稔君

程第三 建築基準法等の一部を改正する法律案

贊成者氏名

一八二

林芳正君
藤井基之君
真鍋賢二君

福島啓史郎君
保坂 三藏君

野間 橋本 聖子君
起君 基之君
芳正君
藤井 松山 溝手 池口 吉田 矢野 岩夫君
賢二君 哲朗君 顯正君 博之君 恒雄君
松田 松山 森下 森元 朝日 脇脇
溝手 森下 森元 朝日 岩夫君
真鍋 松山 森下 森元 朝日 岩夫君
藤原 谷林 鈴木 薩藤 佐藤 輿石 小林 大塚 川橋 北澤 江田 池口 吉田
内藤 高橋 千秋君 正昭君 道夫君 勤君 實君 幸子君 耕平君 勝也君 健司君 俊美君
長谷川 広中和歌子君 正光君 元君 東君 元君 道夫君 勤君 實君 幸子君 耕平君 勝也君
本田 本田 より子君 正司君 清君 マルチ君

南野知恵子君	保坂 三歳君
福島路史郎君	服部三男雄君
松谷蒼一郎君	松村 龍二君
三浦 一水君	宮崎 森山
秀樹君	田崎 次夫君
山内 俊夫君	森山 裕君
吉村剛太郎君	吉村 善隆君
浅尾慶一郎君	山本 一太君
正昭君	山本 昭君
伊藤 基隆君	今泉 浩君
岡崎トミ子君	海野 孟紀君
神本美恵子君	江本 敏夫君
木俣 佳文君	小川 敏夫君
郡司 彰君	堀 千葉君
佐藤 泰介君	高嶋 良充君
佐藤 雄平君	藤井 千葉君
樺葉賀津也君	谷 博之君
景子君	平田 健二君
角田 義一君	平田 健二君
利和君	俊男君
孝治君	正行君
直樹君	俊男君

反対者氏名

山下八洲夫君	和田ひろ子君	若林	柳田	孝史君	稟君
薬科	満治君	荒木	白浜	清寛君	祐君
高野	博師君	風間		遠山	訓弘君
木庭健太郎君	魚住裕一郎君	木口那津男君	浜四津敏子君	福本潤一君	
鶴岡	洋君	山本香苗君	森本晃司君	福本晃司君	
浜田卓二郎君	日笠勝之君	渡辺孝男君	田村正和君	西岡武夫君	
鶴岡	洋君	田名部匡省君	岩本莊太君	平野貞夫君	
木庭健太郎君	魚住裕一郎君	高橋紀世子君	秀昭君	広野ただし君	
鶴岡	洋君	西川きよし君	西岡昌秀君	大田瑞穂君	
浜田卓二郎君	日笠勝之君	平野達男君	又市征治君	西岡忠義君	
鶴岡	洋君	田嶋陽子君	大田智子君	井上靖夫君	
木庭健太郎君	魚住裕一郎君	渕上貞雄君	中村敦夫君	吉川美代君	
鶴岡	洋君	高橋純壽男君	又市征治君	吉川富権君	
木庭健太郎君	魚住裕一郎君	岩佐恵美君	大田忠義君	吉川小泉君	
鶴岡	洋君	大沢辰美君	西岡智子君	吉川林君	
木庭健太郎君	魚住裕一郎君	吉川春子君	吉川岳志君	吉川君	
鶴岡	洋君	吉川秀世君	吉川紀子君	吉川君	
木庭健太郎君	魚住裕一郎君	吉川西山登紀子君	吉川八田ひろ子君	吉川八田ひろ子君	
鶴岡	洋君	吉川大門実紀史君	吉川西山登紀子君	吉川西山登紀子君	
木庭健太郎君	魚住裕一郎君	吉川筆坂秀世君	吉川吉典君	吉川吉典君	

二〇名

保坂	三藏君	福島啓史郎君
松谷倉	一郎君	
松村	龍一君	
山本	正昭君	
吉村剛太郎君	一大君	
伊藤	浅尾慶一郎君	
森田	次夫君	三浦一水君
森山	裕治君	秀樹君
山内	俊夫君	宮崎
山崎		
山本		
小川	敏夫君	
江本	孟紀君	
木俣	佳丈君	
郡司	彰君	
岡崎トミ子君	神本美恵子君	
佐藤	泰介君	
高嶋	雄平君	
佐藤	景子君	
千葉	良充君	
谷	博之君	
角田	一君	
直嶋	義一君	
平田	正行君	
堀	俊男君	
松井	利和君	
峰崎	孝治君	
柳田	稔君	
山本	孝史君	

官 報 (号 外)

日程第四 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成十四年四月二十六日

參議院會議錄第一十一號 投票者氏

投票者氏名

和田ひろ子君	若林
薬科満治君	荒木
魚住裕一郎君	風間
木庭健太郎君	統
高野 博師君	白浜 一良君
鶴岡 洋君	若樹君
浜田卓二郎君	遠山 清彦君
日笠 勝之君	訓弘君
松 あきら君	荒木 清寛君
山口那津男君	旭君
山本 香苗君	浜四津敏子君
渡辺 孝男君	福本 潤一君
田名部匡省君	森本 晃司君
高橋紀世子君	山下 栄一君
西川きよし君	山本 保君
平野 達男君	岩本 莊太君
松岡満壽男君	田村 秀昭君
椎名 素夫君	西岡 武夫君
小池 晃君	平野 貞夫君
池田 幹幸君	広野 ただし君
岩佐 恵美君	山本 正和君
大沢 辰美君	本岡 昭次君
大門実紀史君	井上 美代君
西山登紀子君	市田 忠義君
八田ひろ子君	緒方 靖夫君
筆坂 秀世君	紙智子君
田嶋 雅子君	小泉 親司君
吉岡 吉興君	宮本 富樫 練三君
渕上 貞雄君	吉川 畑野 岳志君
中村 敦夫君	大田 林 紀子君
	又市 昌秀君
	福島 春子君
	瑞穂君
	征治君

反对者氏名

贊成者氏名

二〇九名

真鍋賢一

松谷蒼一郎君

魚住裕一郎君

風間
祐君

阿南 愛知 岩永 上野 小野 大島 岩井 市川 一成君 治郎君 正吾君 有村 一朗君 治子君 國臣君 清子君 公成君 浩美君 崇久君 久野 公子君 郁夫君 武昭君 龟井 木村 柏村 加納 伸義人 加治屋義人 佐々木知子君 清水嘉与子君 齊藤 田浦 伊達 武見 段本 常田 中島 中原 西田 野上浩太郎君 藤井 野間 吉宏君 聖子君 芳正君 基之君 鈴木 政二君 滋宣君 真人君 幸男君 享詳君 敬三君 忠一君 幸君君 爽君君 真人君 爽君君 月原 中島 中曾根 弘文君 啓雄君 仲道 俊哉君 西銘順志郎君 太三君 野澤 南野知恵子君 福島啓史郎君 服部三男雄君 三藏君 二〇九名

日程第五	独立行政法人造幣局法案(内閣提出、衆議院送付)	木庭健太郎君	魚住裕一郎君
日程第六	独立行政法人国際印刷局法案(内閣提出、衆議院送付)	鶴岡洋君	白浜風間
		浜田卓二郎君	浜四津敏子君
		日笠勝之君	福本潤一君
		松あきら君	森本晃司君
		山口那津男君	遠山清彦君
		山本香苗君	福本訓弘君
		渡辺孝男君	井上栄一君
		市田美代君	山本保君
		緒方忠義君	池田幹幸君
		紙智子君	大沢辰美君
		小泉親司君	岩佐晃君
		富樫練二君	大門実紀史君
		畠野君枝君	吉岡典典君
		吉川春子君	西山登紀子君
		宮本岳志君	八田ひろ子君
		林紀子君	筆坂秀世君
		田名部匡省君	岩本莊太君
		吉川きよし君	西岡武夫君
		平野達男君	平野秀昭君
		松岡満壽男君	中村正和君
		大脇雅子君	大田昌秀君
		田嶋陽子君	福島瑞穂君
		渕上貞雄君	又市征治君
		椎名素夫君	中村敦夫君
		本岡昭次君	

反対者氏名

衆議院送付)	日程第五 独立行政法人造幣局法案(内閣提出)
日程第六 独立行政法人国立印刷局法案(内閣提出)	日程第六 独立行政法人造幣局法案(内閣提出)
出、衆議院送付)	出、衆議院送付)

贊成者氏名

愛知	一成君	治郎君
荒井	正吾君	
市川	有村	一朗君
岩永	清子君	治子君
上野	公成君	
小野	國臣君	
大島	慶久君	
大野	つや子君	
木村	時男君	
柏村	武昭君	
龜井	郁夫君	
久野	仁君	
国井	恒一君	
小林	正幸君	
鴻池	温君	
佐々木	祥肇君	
清水	嘉与子君	
斎藤	滋宣君	
段本	政二君	
田浦	直君	
武見	敬三君	
伊達	忠一君	
中原	幸男君	
中島	享詳君	
常田	真人君	
西田	爽君	
野間	芳正君	
野上	吉宏君	
浩太郎君	聖子君	
藤井	基之君	
林		
橋本		
野		
間		

一七八名	阿部正俊君	有馬幹雄君	人澤信也君
青木	岩城	上杉	光弘君
泉	尾辻	魚住	光英君
入澤	大仁田	太田	豐秋君
	厚君	太田	紀文君
		加藤	汎英君
		景山俊太郎君	秀久君
		金田勝年君	
		河本英典君	
		久世哲男君	
		後藤公堯君	
		佐藤博子君	
		近藤剛郎君	
		斎藤昭郎君	
		陣内十朗君	
		中島孝雄君	
		谷川裕君	
		月原茂皓君	
		中島啓雄君	
		中曾根弘文君	
		仲道俊哉君	
		西銘順志郎君	
		野沢太三君	
		南野知惠子君	
		福島啓史郎君	
		服部三男雄君	
		保坂三藏君	

溝手	松山	松田	真鍋	岩夫君
森元	矢野	森下	貢二君	政司君
山崎	吉田	朝日	博之君	顕正君
山下	山崎	池口	力君	恒雄君
吉田	脇	岩本	雅史君	哲朗君
英利君	脇	脇	俊弘君	英利君
博美君	脇	脇	修次君	博美君
司君	脇	脇	司君	司君
五月君	五月君	五月君	五月君	五月君
勝也君	勝也君	勝也君	勝也君	勝也君
大塚	大塚	大塚	大塚	大塚
小川	小川	小川	小川	小川
北澤	北澤	北澤	北澤	北澤
川橋	川橋	川橋	川橋	川橋
勝木	勝木	勝木	勝木	勝木
大塚	大塚	大塚	大塚	大塚
小林	小林	小林	小林	小林
北澤	北澤	北澤	北澤	北澤
川橋	川橋	川橋	川橋	川橋
勝也君	勝也君	勝也君	勝也君	勝也君
耕平君	耕平君	耕平君	耕平君	耕平君
健司君	健司君	健司君	健司君	健司君
俊美君	俊美君	俊美君	俊美君	俊美君
元君	元君	元君	元君	元君
竜君	竜君	竜君	竜君	竜君
東君	東君	東君	東君	東君
正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君
千秋君	千秋君	千秋君	千秋君	千秋君
道夫君	道夫君	道夫君	道夫君	道夫君
勤君	勤君	勤君	勤君	勤君
實君	實君	實君	實君	實君
東君	東君	東君	東君	東君
正光君	正光君	正光君	正光君	正光君
和田ひろ子君	和田ひろ子君	和田ひろ子君	和田ひろ子君	和田ひろ子君
篠瀬	篠瀬	篠瀬	篠瀬	篠瀬
長谷川	長谷川	長谷川	長谷川	長谷川
中和歌子君	中和歌子君	中和歌子君	中和歌子君	中和歌子君
豊原	豊原	豊原	豊原	豊原
正司君	正司君	正司君	正司君	正司君
本田	本田	本田	本田	本田
良一君	良一君	良一君	良一君	良一君
円	円	円	円	円
より子君	より子君	より子君	より子君	より子君
進君	進君	進君	進君	進君
山下八洲夫君	山下八洲夫君	山下八洲夫君	山下八洲夫君	山下八洲夫君

三浦 松村 宮崎 山内 俊夫君
秀樹君 一水君 龍君
森山 次夫君
山崎 正昭君
山本 一大君
吉村剛太郎君
浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君
今泉 昭君
海野 徹君
江本 孟紀君
小川 敏夫君
岡崎トミ子君
神本美恵子君
木俣 佳丈君
郡司 彰君
佐藤 泰介君
佐藤 雄平君
高嶋 千葉
谷 角田
堀 直嶋
松井 藤井
峰崎 平田
柳田 千葉
山本 若林
荒木

白浜	一良君	訓弘君	遠山
浜四津敏子君	清彥君	福本潤一君	山下栄一君
福本潤一君	森本晃司君	山本保君	高橋紀世子君
森本晃司君	大田昌秀君	福島瑞穂君	又市征治君
大田昌秀君	小泉富樫	井上忠義君	本岡昭次君
小泉富樺	市田緒方	市田緒方	三〇名
市田緒方	畠野	吉川春子君	阿部正俊君
畠野	林宮本	君枝君	青木幹雄君
林宮本	吉川岳志君	紀子君	中村敦夫君
吉川岳志君	田名部国省君	武夫君	平野達男君
田名部国省君	西岡武夫君	松岡滿壽男君	有馬朗人君
西岡武夫君	平野達男君	松岡滿壽男君	阿部正俊君
平野達男君	中村敦夫君	青木幹雄君	有馬朗人君

市川	岩永	岩井	岩井	有村
一朝君	國臣君	浩美君	治子君	
公成君	大島つや子君	加治屋義人君		
時男君	清子君	慶久君		
武昭君	柏村	龜井	大野	
郁夫君	木村	久野	上野	
仁君	鴻池	国井	小野	
佐々木知子君	斎藤	小林	中島	
滋宣君	鈴木	常田	中原	
祥肇君	伊達	西田	野上	
政二君	武見	浩太郎君	浩太郎君	
直君	敬三君	真人君	真人君	
	忠一君	幸男君	幸男君	
	享詳君	芳正君	芳正君	
		基之君	岩夫君	
			秀樹君	
			政司君	
			岩夫君	
			芳正君	
			吉宏君	
			賢二君	
			基之君	
			聖子君	
			松田	
			藤井	
			真鍋	
			林	
			橋本	
			野間	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
			大野	
			つや子君	
			清子君	
			武昭君	
			柏村	
			龜井	
			木村	
			久野	
			国井	
			小林	
			中島	
			中原	
			西田	
			野上	
			浩太郎君	
			大島	
			慶久君	
			上野	
			小野	
		</		

泉入澤岩城上杉魚住尾辻太田豐秋君
信也君鑑君光弘君汎英君秀久君厚君
大仁田景山俊太郎君金田勝年君河本英典君
紀文君久世公堯君後藤博子君小齐平敏文君
近藤昭郎君佐藤剛君斎藤十朗君
陣内孝雄君田村公平君勝嗣君月原茂皓君
谷川秀善君竹山中島啓雄君
關谷裕君佐藤佐道俊哉君西銘順志郎君
陣内中曾根弘文君仲道俊哉君野沢太三君
太郎君南野知恵子君福島啓史郎君
保坂三藏君服部三男雄君松谷蒼一郎君
溝手顯正君森下博之君

官 報 (号 外)

平成十四年四月二十六日

參議院會議錄第二十一號 投票者氏名

森元	矢野	山崎	山下	吉田	池口	修次君	司君	英利君	恒雄君	哲朗君
鶴岡	高野	木庭健太郎君	木庭卓一郎君	朝日	脇	俊弘君	雅史君	博美君	力君	
魚住裕一郎君	和田ひろ子君	大塚	岩本	江田	小川	勝也君	耕平君	司君	幸子君	
浜田卓一郎君	蓑科	北澤	小林	五月君	川橋	勝木	健司君	元君	俊美君	
	満治君	佐藤	奥石	北澤	勝木	道夫君	勤君	東君	正昭君	
		齋藤	鈴木	小林	大塚	千秋君	寛君		アミ子君	
		高橋	谷林	岩本	吉田	正光君			長谷川	
		内藤	佐藤	吉田	吉田				広中和歌子君	
		本田	鈴木	吉田	吉田				山下八洲夫君	
		円	谷林	吉田	吉田				進君	
		竜瀬	高橋	吉田	吉田					

〔参照〕
四月二十四日議長において、左のとおり議席を
変更した。

反対者氏名

四七

官 報 (号 外)

明治二十三年五月三十日
郵便物認可

平成十四年四月二十六日 參議院會議錄第二十一号

四八

發行所
二東京二番四都港五号
財務省印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(配本体送二二料二〇〇円別)